

平成28年第2回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成28年6月8日 午前10時00分開議

1. 出席議員（14名）

1 番	藤 咲 芙美子 君	9 番	桐 原 健 一 君
2 番	片 岡 藏 之 君	10 番	小 林 祥 宏 君
3 番	藺 部 一 君	11 番	南 條 治 君
5 番	三 村 孝 信 君	12 番	杉 山 清 君
6 番	河原井 大 介 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	関 誠一郎 君	15 番	根 本 正 典 君
8 番	阿久津 則 男 君	16 番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員（1名）

13 番 小松崎 三 夫 君

1. 早退議員（1名）

14 番 鯉 渕 秀 雄 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
副 町 長	小野瀬 篤 郎
教 育 長	小 林 孝 志
まちづくり戦略課長	鯉 渕 弘 之
総 務 課 長	大 貫 忠 男
町 民 課 長	柳 橋 司 朗
財 務 課 長	大曾根 直 美
税 務 課 長	阿久津 忠 昭
健 康 保 険 課 長	高 堀 義 美
長寿応援課長兼 福祉こども課長	山 口 利 春
農業政策課長兼 農業委員会事務局長	皆 川 尊 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春

下 水 道 課 長
会 計 管 理 者（会 計 課 長）
水 道 課 長
教 育 委 員 会 事 務 局 長

山 崎 秀 樹
鈴 木 貴 司
河 原 井 明
五 町 義 徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
主 任 書 記
書 記
書 記

阿久津 雅 志
松 崎 英 明
塩 澤 友 則
君 嶋 直 樹

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成28年6月8日（水曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（小林祥宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

欠席議員、13番小松崎三夫君。

開議の宣告

○議長（小林祥宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人6名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小林祥宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承よろしく申し上げます。

一般質問

○議長（小林祥宏君） それでは、日程第1、一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないように、お願いを申し上げます。

それでは、通告第1号、1番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 質問に先立ちまして、熊本地震で災害に遭われた方に心からお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願っております。町としても可能な限り支援のほうをよろしくお願いいたします。

質問に移ります。

最初に、老人世帯の安全確認の拡大の要望です。当町の高齢者人口は平成26年で前期高齢者2,755人、後期高齢者3,380人で、合計6,135人になります。これがいわゆる団塊の世代が後期高齢者になる、10年後には町の人口の25.7%が高齢者になるという予測です。現在、町のひとり暮らしの高齢者は531世帯です。今のところ元気である高齢者もやがては病気などで支援が必要になる可能性は高いと思います。病気を抱えていたり、治療中の高齢者も少なくありません。町では高齢者を支援する緊急通報装置の貸与事業が行われ、現在209人の方が無料で貸与されているそうです。この緊急通報装置は固定電話の回線を利用し、日常生活をしている部屋から親機を通じて緊急時にボタンひとつで通報できる装置です。ボタンを押せない事態が生じた場合でも、ペンダント型の無線送信機によって通報できるシステムです。24時間対応なので、ひとり暮らしの高齢者にとっては必要不可欠なものです。

ところが、この装置の貸し出しは209台だそうです。必要だと思っている人、希望者全員に配られているのでしょうか。担当課に聞いたところ、5人がこの装置を待っているそ

うです。これは命にかかわる装置です。差し当たり、待っている人が直ちに利用できるようにすべきであり、そして希望者全員が持てるようにするべきだと思います。この機器の便利さをまだ知らない人がいるかもしれません。周知を図るとともに、希望者をもっと広く調査する必要があるのではないのでしょうか。

次に、配食サービスの件についてお聞きいたします。

これは、現在70歳以上の独居老人世帯の希望者につき、1食200円の負担で週1回のペースで行われています。これについて、利用されている人から高齢者向けにつくられているので食べやすく届けてもらうのが楽しみという意見や、配達ボランティアの人と話ができるのを待っているなどの声が聞かれています。また中には、つくし作業所の人が工夫してやっている弁当の包み紙を見るのも楽しみだという声も聞かれるように、この事業は利用者にとって大変好評です。と同時に、利用者の中には配食日以外の日もやむを得ず有料の弁当屋さんを利用しているが、高齢者向けのおかずではないことがたびたびあると言われる人もいました。また子供と同居しているが、昼間の長い時間、ひとりきりで過ごしており、自分ひとりの食事大変ですと弁当配達を切望されておりました。

このように、配食サービス事業は町民に選ばれ、歓迎されている事業です。当時の高齢化率がますます高まりますが、高齢者というのは一人一人がこれまでの城里町を支えてきた人たちです。そして高齢者の暮らし方も多様化しています。

私はそこで、配食サービス事業の拡充のために次の提案をしたいと思います。

まず、対象者を老人世帯に限らず、子供世帯と同居している人にも広げる必要があるのではないかと思います。次に、サービスの回数を増やすことです。現在は週1回のサービスですが、利用者は、ほかの日是有料の弁当屋さんからとっていることもあります。高齢者の胃には負担の多いおかずだったりします。さらに利用者の負担も軽減することです。1食200円とはいえ、年金がこれほど激減されているもとでは月1,000円前後の出費は負担です。高齢者の安否確認、栄養状態の維持という観点から、その実現が求められていると思います。

町長の答弁をお願いいたします。

次に、高齢者の見守り、生活支援システムづくりについてです。

今、町の中には高齢者や障害者に対する支援活動として、買い物や通院介助、住宅の掃除、調理、軽易な身の回りの世話など自主的にしている方がおります。大変貴重で教訓的な活動だと思います。私は町内にそういった善意の活動が縦横にあふれてほしい、地域の人たちが相互に安否を確認し合い、それぞれが助け合えるようになってほしい、それが結局は高齢者に優しい町になるのだと思います。

今、町では見守りとして、さきの配食サービスのほか、乳製品の配達、郵便局、生協などとの協力態勢を組んでおりますが、死亡してから発見されることのないよう、日常的な取り組みが求められていると思います。日常的に地域でそういう活動を進めるために、例

えば高齢者世帯のごみを集積所に持って行ってあげる活動なども、スタートとして考えられるかもしれません。私は、この問題の根本的な解決はコミュニティの確立にあると思っています。これはあくまでも自主的な活動になりますので時間はかかりますが、将来的にはこの方向を目指すべきだと考えています。

そこで、お聞きします。

そういった高齢者だけでなく、支援が必要な世帯、例えば障害を持つ人たちに対する見守りの現状がどうなっているのでしょうか。町はどのように把握していますか。生活弱者の現状を町はどう認識し、どのように解決しようとしているのでしょうか、お聞きします。

1 回目の質問です。答弁をお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、1 番藤咲英美子議員の質問に対して回答をさせていただきます。

緊急通報システムにつきましては、民生委員の皆様からの申請に基づき、担当で内容を精査し、装置の設置を行っているところであります。

設置の状況でございますが、近隣の水戸市で、人口27万人のまちにおきまして利用者が476人、月額200円の自己負担で実施しているということでございます。城里町は水戸市に比べて人口が10分の1以下で、200台以上設置しているわけですから、人口1人当たりの設置台数でいきますと相当たくさん、恐らく水戸市の5倍ぐらいの割合で既に設置されているということだと思います。それは水戸市でも月額200円の自己負担を取っている。あるいは、茨城町では設置費用の半額を負担してもらっているという中で、城里町は無料で設置しているということで、設置台数が多いのかなというふうに分析しているところでございます。

ということで、既に相当設置されているということなんですね。新たな装置への変更を考えてはということですが、昨年度、新機種への更新を終えたところですので、当面この通報システムで、今の台数でやっていきたいというふうに考えております。現在、導入待ちの方が数名おられますが、不要ということで返却になることもありますので、返却が出てきたら、今度新しい方にその機械を引き継いでいく形で進めていきたいというふうに考えております。

次に、配食サービスの拡大と負担軽減についてですが、この事業は社会福協議会に委託し、週1回70歳以上の方に手づくりのお弁当を提供し、あわせて安否確認を行っているものであります。この事業につきましても、民生委員からの申し出により対象者を精査し、サービスの提供を行っております。現在の利用者数は144名、利用負担額は200円でございます。配食サービスの回数につきましては、つくる側の人手の問題がございますので、私のほうで増やしますと言って増やせるかどうかということ、それは働き手、実施団体の間

題がありますので、この場で何ともお答えしかねるところがございます。利用者負担についても、200円程度ということで低廉な料金になっておりますので、この料金でやらせていただければというふうに考えております。

最後に、見守り生活支援システムの構築ですが、城里町高齢者福祉計画に基づき、ボランティア団体、自治会等を通じまして常に把握に努めており、今後も多くの情報を得られるよう努力をしております。また通報システム、配食サービスを申請していない人の支援ということですが、このことにつきましても、包括支援センターを中心に、常に相談を受けられる体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 通報システムでは、近隣は、水戸市でもかなり、半分にしたりとか半額にしたりとかしているというのを聞きましたけれども、無料でやっていることは城里町で胸を張っていいんじゃないかと思います。胸を張って宣伝してあげてください。さらにここで、209人で区切られているということが、私はちょっと気になったところなんです。この209人というのは、なぜかという予算がないというようなことも言われたようですが、そういうものではなく、誰か施設に入るのを待って、あくのを待っているという答弁ありましたけれども、そうではなく、利用者、希望者、そういう方全てが持てるようにしていただけると、もっと胸を張っていただけるのではないかと、福祉の町として胸を張っていただきたいと思いますので、ぜひ待っている方が全て利用できるようにしていただければと思っております。

531人、その多くが世帯の中で不安もないというのは考えにくいことだと思います。その中で209人が貸していただいているということについて、322人の人が全て、不安がないとは言えないのではないかと思います。希望者はもっといるように思うんですけれども、例えば水際で申告を諦めさせているようなことはしていないでしょうか。これについて次の答弁をお願いいたします。

これから、もっと対象者が増えると思います。団塊の世帯、あと10年後には後期高齢者になります。今から備えをしておくべきだと思います。配食サービスについては、今の金額だとすれば回数を増やす対策は考えられないかという質問です。そういうことで、高齢者暮らしの多様化もありますし、若い人たちは長時間労働で、ひとりに残されている時間も高齢者には多いのではないかと思います。実質独居というような形になると思いますので、そういう方たちにも増やしていただければ、とても助かるのではないかと思います。

それから、見守り生活支援についてなんですけれども、支援センターでいろいろ協力をしてくださるということで、ボランティアの方だとかいただいておりますけれども、この間

近所で高齢者のひとり暮らしの男性が亡くなっているのが発見されました。知人の近くにもそういう例がありました。そういう痛ましい事故はなくしたいというのが質問の発端ですけれども、支援が必要な世帯に見守りの現状はどうなっていますでしょうか。どのように町は把握していますか。町はどのように認識しているのかをお聞きしたいと思います。

2回目の質問です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、質問に回答させていただきます。

まず、緊急通報システムについての件ですが、おっしゃるとおり、どんどん高齢者は増えていくわけです。高齢者が増えていくので無料で希望した人に配り続けると、果てしなく数が増えていってしまうと思われれます。そういったことに行き過ぎないように、恐らく他市町村では無料ではなくて、一部自己負担を入れたりするというような制度設計になっているのかなというふうに思います。城里町については無料で設置していますので、逆に台数に上限を設けまして、その台数のところまでの予算で現在やらせていただいているというところでございます。

今、城里町において、200人以上の方が緊急通報システムを設置していますが、よく見ると元気で携帯電話もちゃんと持っているような方も緊急通報システムを持っていたりしますし、一方でひょっとしたら携帯電話もなくて家族もいなくて待っている人もいるかもしれませんので、本当に誰が必要で誰が本当は必要性が低いのに持っているのか、そういったこともよく精査していかなければならないのかなというふうに考えております。そういったことも申請の精査の際によく分析して、本当に必要かどうか、優先順位がどうかということを考えていきたいなというふうに思っております。

配食サービスにつきましては、町がやれと言えど動くという側面だけではなくて、ボランティアの人たちが配達を行っていますので、回数を増やすということはボランティアの人たちに出勤回数を、ボランティアの回数を増やすと、あるいはボランティアの人員を増やすということが必要となりますので、町の考えだけで増やしたり減らしたりということではなくて、団体の人たちと話し合いをしていく必要があるかなというふうに思っております。話し合いはしていきたいなというふうに思っております。

それから、最後に見守りの件ですが、この緊急通報システムのほか、お弁当の配達、そのほか独居老人に対するヤクルトの配達などを通して見守りを行っているわけですが、今後ともきめ細かな見守りの体制を構築できるよう努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 高齢者がたくさんこれから増えることは確実です。だからといって、貸し出しは果てしなくなって貸し出しが大変になってしまう。町の負担はどんどん出ていくというようなことは、高齢者にとって、人間にとって、生活する者にとっていかなものでしょうか。冷たい町政となっていくのではないのでしょうか。今後増えれば一部自己負担というようなことをお答えいただきました。台数に上限を設けること、予算内ということなんですが、ほかの市町村はこんなすばらしいこと、無料で貸し出ししていること、ほかの市町村の自己負担出していること、まねしなくてもいいじゃないですか。無料で貸し出ししていることを胸張ってください。そして、高齢者に温かい町政をやっていたきたいと思っています。

もっと、地域や行政で温かく暮らしを支えながら見守ることはできないだろうかということ、それからシステム装置のことも行政で、希望者全員システム装置を持てるようにすること、それから安全確認、把握をして周知を怠ることのないようにすべきではないかと思います。それから、先ほど答弁の中に携帯の話が出ましたが、携帯とは全く関係ありませんので、この通報装置には。ですので、携帯を持っていようが持っていまいが、これには全くかわりないので、携帯とはちょっと違います。携帯は対象になりません。緊急通報装置でございます。そういうことですので、温かく見守っていただけるような町政をしていただきたいと思っています。

3 回目、答弁をお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

限られた財源の中で有効にお金を使って、今いろんなご要望いただいておりますので、そういった有効なお金の使い方をしながら、住民にとって温かい行政を展開していきたいなというふうに思っております。

ちなみに、この緊急通報システム、200人ぐらいの方で大体500万円ぐらいの予算がかかっておりまして、1人当たり、1台当たり年間2万5,000円ぐらいかかっております。例えば敬老会、3,500人を対象とした敬老会の費用が500万円ぐらいなんですけれども、敬老会の全体実施費用と同じぐらいの金額を200人ぐらいの方で、今、使っているんですけれども、もちろんそれはそれで誇らしいことではありますけれども、これが2倍、3倍に増えてきますと、敬老会二、三回できちゃうぐらい、どんどん緊急通報だけで予算がかかってきてしまうと。

いろんなご要望、健康診断とかいろいろ、さまざまな福祉の要望がありますので、どれもこれもできるわけではないので、有効に一つ一つ、どれが一番有効な使い方なのかなと

いうのを悩みながら配分をしているところでございますので、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） いろいろ確かにお金のかかるということですが、当然高齢者が多くなるのは目に見えてわかっていたことです。そのいたことに対する対策を考えるのが町の政策ではないでしょうか。

次の質問に移ります。

廃校の利用、活用方法を検討してくださいということに質問いたします。

現在、当町には6つの小・中学校の廃校があります。それぞれ、その後の方針が決まっているところも決まっていないところもあります。また学校にはいろいろな施設があり、校舎、体育館、グラウンドなど、それぞれに利用価値があります。

その廃校施設の活用についてお伺いします。

言うまでもなく、学校というのはその地域において精神のよりどころであります。かつて息子や孫が通ったところですが、それ以前は自分が、そして親やそのまた親が通ったというように、誰もがそこで教育を受け、友達と遊び、大きくなっていったところです。そこは廃校になった老朽施設ではなく、その地域のシンボリックな存在なのではないでしょうか。そういうシンボリックな存在である学校を荒れ放題にしていくのは忍びないものです。私は、その廃校施設をどうやって町民のために活用するのか、活性化に役立たせるということについて、問題提起の意味で質問をするものです。

まず、全ての施設を町民に開放し、町民の主導で有効な活用を相談してもらうことから始めるのが適切かと思います。ほかの市町村でも、町民を巻き込んだ多様な取り組みがされています。太子町で言えば「おやき」の取り組み、道の駅やレストラン、カフェ、また校庭を庭園にして観光化を図った例などが実際にあります。町民と一体となった取り組みを考えれば、グラウンドは子供の遊び場、公園として活用することができ、児童館、図書館、博物館などのほか、各種講座の会場としても考えられます。町民の自由な発想が交わされることで町民同士の結びつきが強まり、きずなができ、町おこしの拠点になっていくことが考えられます。地域のシンボルとしての役割が発揮されるかもしれません。そこには行政が思いもつかない発想が生まれてくる可能性があると思います。

もちろん、施設の管理と安全面について町が考慮する必要があると思いますが、文化的、精神的な拠点として廃校施設の有効利用について、私なりの基本的な考えを申し述べました。町長のご意見をお聞きしたいと思います。

また、現在どのように廃校になった学校施設を開放しているのか、状況についてもお答え願いたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答をさせていただきます。

廃校の活用方法についてということですが、現在までに城里町においては5つの小学校と1つの中学校が廃校となっているところでございます。そのうち、ご存じかとは思いますが、北方小学校跡につきましては、既に県の埋蔵文化財センターいせきぴあ茨城として整備がされております。今60名ほどの方が働いておりまして、約20名ほどがそのうち城里町の方であります。20名ぐらいの方の働く場所として現在いせきぴあが動き始めております。7月の末ごろ、一般開放が開始される予定でございまして、一般開放が始まれば、勾玉づくり体験とか火おこし体験とかいった、そういった体験活動メニューなどもだんだん出てきて、働く場所であるだけでなく、ちょっとした研修や町内外の子供が活動するような場所になっていくように、これからも運営面で県と協力して努力していきたいというふうに考えております。

また、坏小学校の跡地につきましては、既に特別養護老人ホームの建設を予定しまして、民間公募を行っているところでございます。5月31日に締め切りまして、複数の事業者から応募がありましたので、この後事業者を決定いたしまして、特別養護老人ホームとして坏小学校が生かされる予定になっております。

また、七会中学校跡地につきましては、七会支所、公民館を統合し、さらに施設の一部を水戸ホーリーホックのクラブハウスとして使っていただき、さらに町民もスポーツなどを楽しめる施設として、七会地区の活性化の拠点として活用を図る予定でございます。

このようなことで、北方小学校、坏小学校、七会中学校につきましては、跡地利用を今進めているところでございます。そのほかの七会西小、小松小、古内小についても、さまざまな面から利活用を考えているところでございます。

そういったところの現在の利用状況でございしますが、一番利用が多いのは小松小学校の体育館でございまして、年間延べ4,796人が小松小の体育館をご利用していただいております。そのほか、七会中学校でも年間延べ1,097人ほどが利用をいただいております。こういった利用は、今後も継続して利用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 1問目に質問をしましたものに対しては、ちょっと答弁されていないようです。わかりました。今まで町長が説明したものについては、私たちも説明を受けていますし、北方小、坏小、七会中学校については説明もあったり、これから町でも力を入れているものだと思いますので、わかりました。しかし、まだまだたくさん校舎、

グラウンド、体育館、そういう施設について使っていないところがあるじゃないですか、その使っていないところを何とかしてほしいと私は言っています。そのところを答えていただきましたんですけども、これ2回目の質問になってしまいます。

いろいろと開放は難しいとかいうようなこともあると思うんですけども、そういうこともあります。とりあえずちょっと私の考えていた答えが返ってこないものですから、ちょっと聞いてしまったんですが、ちょっと答えてください。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

今、使っていない、まだ利活用が定まっていないところとしましては、七会西小、古内小、小松小がございます。そういうのを町おこしの拠点として使うというのも1つの案かなというふうに感じるところでございますが、現在の状況としましては、小松小については先ほど申し上げましたように、既に年間4,796名の方が使っていただいております。ミニバスケットや太鼓の団体など、盛んに体育館を現在も使っていただいておりますので、ある意味、地域の活動の拠点として既に小松小学校の体育館については活発に使われているのかなというふうに思います。

古内小、七会西小については、確かに跡地利用についてまだ方針が定まったものがございますので、今活用方策を検討しているところでございます。これはと言われるような提案があれば、提案を期待しているところですが、今のところまだ決まっていないところだということでございます。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） まだ決まっていないということなんですが、朽ち果てるのを待っているようなことのないようにしていただきたいと思います。

やっぱり私たちが、子供たちが後世にまで伝わる町の施設として学校が朽ちてしまったというようなことがあったのでは、とても大変なことなのではないかと思うんですね。ですので、地域の人たちの活性化にもつながりませんし、朽ち果てるのを目の当たりにしているのは耐えられないのではないかと思います。何とか改善して、回復して、町の活性化のある、先ほど言いましたイベント、それからレストラン、カフェ、校庭を庭園にしての観光化、そういうものもあるじゃないですか。さまざまなことを考えて、そして学校というものを、神聖なところをやっぱ大切にしていきたいなと思います。一般家庭とは違います。学校という施設ですので、真剣に考えていただきたいと思っております。

今、どの施設が使用可能なのかというようなことを大体具体的には話されましたけれども、どうやったら使えるようになるのか行政側も手探りだと思いますけれども、そういっ

た情報を全町民に開示して、今後どうしていったら活性化につながるかを真剣に考えていただきたいと思います。とっております。

3回目ですかね、これでね。

○議長（小林祥宏君） ええ。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

ご質問のとおり、学校というのは本当に特別な施設ですから、活性化の拠点としてぜひ活用したいというふうに考えているところでございます。

また、利用については現在教育委員会で受け付けをして体育館などの利用を行っておりますので、私のほうからも事あるたびに使えますということは周知しておきますが、議会の皆様方からも、こういった体育館の利用等ができるということを町民の皆様方にお知らせいただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 周知をしていくとともに、もし今何か故障があって使えないというような施設があるのであれば、そこのところは修繕して、使えるようにして周知をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、最後の質問ですが、女性が働きやすい職場づくりについてお聞きいたします。

今、政府も女性の労働環境の向上について力説していますが、まだその実体は見てこない状況だと思います。しかし現実にはこの役場にも多くの女性が働いています。女性が働きやすい職場環境づくりの確立は急務だと思います。私は幾つか質問したいと思います。

女性が働きやすい職場の第一前提は、産休・育休が保障されているかどうかだと思います。女性は子を産み育てます。女性が産前産後の休暇の間、心置きなく次の世代を育てることに専念できることは母性にとって大切なことです。子供が生まれる、あるいは生まれたということは、その女性にとって喜びであると同時に不安な時期でもあります。産前産後の特別休暇中の仕事を補う人的体制が保障されていると同時に、特別休暇が終わって職場に復帰しようとしたとき、もとの職場、もとの仕事に戻れるかどうか特別休暇の必要最小限の保障と言えるのではないのでしょうか。休暇が終わって戻ろうとしたら、戻る席がなかったということがあってはならないと思います。赤ちゃんを産んだお母さんはこれまで経験したことのないストレスを抱えています。子供はよく発熱をしますし、ミルクも思うように飲んでくれない心配もあります。そういったストレスいっぱいの上に、もとに戻る職場がなかったとしたら、そのお母さんである職員の方の気苦労ははかり知れません。

この町の役場の中で、こういう実態があるのかどうか確認をしたいと思います。そして、

もしそういう実態があったら早急に解消すべきではないかと思います。女性の先輩として、私からもお願いをしたいと思います。また職員が休暇をとっている期間中の補助職員の方の教育も大事だと思います。臨時的な補助の職員も、限定された期間とはいえ、役場で働き、全体の奉仕者として町民に接するわけですから矜持も必要です。業務としての実務能力を高めることも必要です。役場で働く職員としての自覚も誇りもなければなりません。日ごろ接する住民に対して主権者としてのリスペクト、尊重が必要です。その辺の教育はどうなっているのでしょうか。

次に、一昨年2014年の町政懇談会に私も出席させていただきましたが、その中で、町民の中から職員の対応について厳しい意見が出されました。これは今言った産休・育休の補助員のことも重なります。町政懇談会で私が直接耳にしたのは、教育がなっていない、対応が悪い、感じが悪い、まるで怒られているようだというようなものでした。私自身も町民の方からいろいろ意見を聞いております。母親が亡くなって名義変更などの手続に役場に行ったらぶっきらぼうな対応で、10カ所以上も回されたというような不満を打ち明けられました。また出産で役場に行った人も指先だけで行き先を告げられて、こちらだよというようなことを言われたそうです。指定された課に行くと、げげんそうな顔をされたということでした。

そういった職員に対する教育は必要ですが、同時に、来訪する町民に対して親身な対応をするのは役場の職員として当然なことだと思います。町民が役場に来ることは何かの要件を処理するために来るのです。その町民が不快になるようなことは避けたいものです。総合窓口でなるべく担当課を案内すると同時に、担当課にあらかじめ連絡をするなどの措置があってもしかるべきです。さらに、城里町が発足して10年になりますが、この10年で正職員の数が64人減ったということが、今回いただいた城里町公共施設白書に書かれています。行政改革による職員削減、民間委託の推進などが理由として挙げられていますが、私は無駄を省くことは当然やらなくてはならないと思いますが、いたずらに職員を減らすことによって住民サービスが低下してはならないと思います。

5年前の東日本大震災で、避難した人たちの面倒を献身的に最後まで見ていたのは、そこに働く公務員でした。その人たち自身の多くも被災者なのです。しかし、公務員だからみんなのために頑張ると言って、自分自身の心を病むまで頑張った職員もいたことは痛ましいことです。とにかく、そこに公務員としての誇り、プライドがあったためと思われる。

そういったことから、私はただ行政改革だから職員を減らすというのは同意できません。また町民に対する利便性を向上させる立場から、幾つかの課をぐるぐる回ることをしなくても窓口で、例えば書類などを預かり、それぞれ処理をして連絡なり届けるなどをするというような窓口一本化も考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

さきの懇談会で出た意見、町民の中にある職員への意見などから住民サービスの向上を

眼目にした牽引施策が求められているのではないかと申し上げて、私の質問といたします。お答えください。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

女性の働く環境の整備ということで、産休・育児休暇の保障はということでございますが、城里町の職員の産休につきましては、城里町職員勤務時間の休暇等に関する条例及び同施行規則に基づき、産前産後最大8週間の休暇を取得することができます。また育児休業につきましても、地方公務員の育児休業等に関する法律及び城里町職員の育児休業等に関する条例に基づき、子供が3歳に達する日まで取得することができます。育児休業中の期間については、給与は支給されませんが、市町村共済組合から育児休業手当金が支給されております。そのような面で産休育児休暇の保障がなされております。

また、復職後の部署についてでございますが、同じ部署に戻るということも大切なことだと思いますが、一方で復職後は保育園の送り迎えなどで短時間勤務になったりすることがございます。そういう場合、不規則な残業が発生する部署に戻るということが本当に女性にとっていいことなのか、それよりも短時間勤務をとりやすい、たくさんの職員がいる部署に配属したほうが、保育園の送り迎えなどの点で女性にとって優しい配属であることもあるかと思えます。そういった観点から、もといた部署に必ず戻ることがその女性にとっていいかどうかというのは、ケース・バイ・ケースになるのではないかなというふうに考えております。

それから、住民サービスの向上に向けて、嘱託職員、あるいは正職員も含めた職員の意識啓発、教育、研修、あるいはサービスの体制整備といったことについてご質問をいただいたと思いますが、この点に関しましては総務課長より答弁をさせたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 総務課長大貫忠男君。

〔総務課長大貫忠男君登壇〕

○総務課長（大貫忠男君） 1番藤咲議員さんの質問にお答えいたします。

まず初めに、産休・育児休暇をとるときの人員補助でございますが、ご存じのように町職員の産休・育児休暇については町条例等によって取得できる期間が決まっております。産休や育児休業を取得予定の職員につきましては、事前に上司と休業中の事務の引き継ぎなどについて打ち合わせをし、課内等で業務の調整を行ったりして安心して産休・育児休暇が取得できるような職場づくりに努めております。産休・育児休暇取得による人員不足等につきましては、限られた職員数の中ではありますが、可能な限りは人事異動、あるいは嘱託職員の採用等といった方法で住民サービスに影響が出ないような体制をとっております。

それと、職員が減っているというような状況でございますが、平成28年度現在で職員数は209人でございますが、そのほかに臨時嘱託職員132人を雇用しております。正職員でなくても事務ができるような部分につきましては、嘱託職員、そういった職員を採用して補っているところであります。

また、メンタルヘルス、接遇関係でございますが、接遇研修につきましては、毎年度新採職員とそれと希望職員、窓口職員、そういった職員を対象に年1回行っております。

それと、現在地方分権によりまして業務の拡大、それとやはり業務が複雑化しております。そういった中でメンタル的に参ってしまうような職員がおりますので、そういったメンタルヘルスの研修も毎年度行っております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） そうですね、確かに町長の言っている答弁に対して、無理やりにケース・バイ・ケースなのではないかというようなこともありますけれども、しかし、本当にそうでしょうか。無理やり、一方的にそういうことを考えていないでしょうか。こちらの考え方がそうだから相手もそうだ、職員もそうだというようなことは限らないと思うんですが、私の今本当に言いたいことというのは、質問の趣旨というのは、この町役場で働く女性職員の権利が保障されているかどうかということですので、女性職員が子供を育てながら伸び伸びと能力を発揮できる職場であってほしいと願っています。そういうことで質問をしています。しかし、役場はほかの民間企業の基準とならなくてはならない職場ですし、そこの女性の権利が脅かされて、ないがしろにされる職場であってはならないと思います。

そういうようなことを、ちょっと趣旨で、私質問をしました。ケース・バイ・ケースと言われて、それでいいのかどうか、そこら辺がちょっと心配ですが、そのケース・バイ・ケースでやって、職員の権利が保障されるのかどうかちょっと疑問な点があります。

それから、町民が、窓口一本化で、これから研修もしていくというようなことを答弁ありましたけれども、実効性が求められます。さきの出生時の手続に来られた方というのは、新庁舎になってからそういう経験をしたというようなことでした。来訪した町民には表示などできちんとわかるようにしていただければ、本当に町民も気軽に手続ができるのではないかと思います。そういう点で、研修が生きるものに実効性としてやっていただければと思っております。町民に喜ばれる役場になるのではないかなと思いますので、もう一度ちょっと、なかなか本当に女性が働く権利が守られるのかどうかと、ちょっとそこの辺納得できませんので、答弁いただきたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

ご質問に回答させていただきます。

産休・育児休暇を城里町においては取得できることが保障をされております。

それから、町役場の窓口のサービスの改善に関するご質問がありましたが、ちょっと事前に通告がありませんでしたので、なかなか回答するのが難しいんですけども、そういったお叱りの声を真摯に受けとめまして、サービスの改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

1 回目でも質問しましたがけれども、産休明けの女性職員がもとの職場に戻れず、新しい仕事を覚えるというのも負担なんですね。ケース・バイ・ケースでとされてしまうということではなく、今までやっていた仕事がやっぱりなれて安心してできる職場なのではないかなということだと思います。新しい仕事を覚えるというのは本当に大変なことなんですよね。それでいて子供育てながら大変な状況で負担がかかってくると思います。なるべく以前やれた、なれた仕事のところに行かれるのがいいのではないかなと思っております。そういう新たな仕事を覚えなければならない負担というのは、女性の働く場が保障されているとは言えないのではないかなと、ちょっと考えております。産休とは、女性の根本的な権利ですので、産休が保障されているとは言えないような状況だと思っております。

最後に、ほかの女性のやる気にかかわることですので、今後は絶対そういうことのないように、ケース・バイ・ケースだということできらっと流されてしまうようなことのないように、できればお願いしたいと思っております。

○議長（小林祥宏君） 総務課長大貫忠男君。

〔総務課長大貫忠男君登壇〕

○総務課長（大貫忠男君） 1 番藤咲議員さんの質問にお答えします。

産休につきましては、城里町役場におきましては、産前産後 8 週間とれるようになっております。労働基準法では産前 6 週間、産後 8 週間でございます。人事院におきましては、産後 57 日ということで、これと比べても産休につきましては、城里町はよくなっているのではないかと考えております。

それと現在、産休で 1 人、育休で 1 人、そのほか部分休業で 4 人の方がそれぞれ休暇をとっております。職場におきましては、できるだけそういった産前産後の休暇がとれるような状況をとっているところでございます。

以上でございます。

○1 番（藤咲芙美子君） 議長。

○議長（小林祥宏君） 3回ですからもう……。

○1番（藤咲芙美子君） じゃ、質問終わりにします。

○議長（小林祥宏君） 以上で1番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、3番藺部 一君の発言を一問一答方式により許可いたします。

3番藺部 一君。

〔3番藺部 一君登壇〕

○3番（藺部 一君） 3番藺部でございます。

まず、質問に入る前に、今年4月11日夜半に発生いたしました九州熊本、大分地方を中心とする熊本大地震は、死者60名、家屋建物の全半壊約3,000件、避難者は約6万7,000人と大きな被害を出しており、発生から2カ月近く過ぎても今も余震が続いております。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方の一日も早い以前の生活が取り戻せるようにお祈りするところでございます。

議長、質問に入る前に資料の持ち込みを許可願いたいと思います。

○議長（小林祥宏君） はい。許可いたします。

○3番（藺部 一君） それでは、私は通告に従いまして、区長要望についてと、城里町七会保健福祉センターについての2点を、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

まず、区長要望でございます。

区長要望については、町内には54の区があり、現在52人の区長さんが町長にかわって町政行政の要望や困っていることなど多数を寄せられております。それら町民の要望、相談は年間どのくらい寄せられているのか、直近で平成26年度、27年度の件数と処理状況をお伺いしたいと思います。

また、受領されてから、処理、実行までの過程はどのようなプロセスになっているのか。

また、同年度内で処理できなかった案件はその後どう管理しているのか。

現在は、一般町民から町に直接要望は受け付けはできない制度であります。町民は受け付けできるように希望している方もおりますので、変更する考えがあるかないか、以上4点、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、3番藺部 一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

区長要望についてですが、現在ここ2カ年の区長要望書の件数につきましては、平成26年度が590件、平成27年度が836件でありました。かなり27年度は要望数が増えました。処理件数につきましては、26年度が502件、27年度が658件であります。

次に、要望書を受領してから実行までの過程はどのようにしているのかということでございますが、区長要望書はそれぞれ担当課で受け付け、要望事業内容について現地調査や

事業費等予算の精査を行います。その上で検討した対応策等について稟議書を起案し、決裁が済み次第、区長へ回答させていただいております。実際のところは担当課のほうで区長さんと話し合った上で起案されて、報告が課長、副町長、それから私のほうへと回ってくる仕組みとなっております。なお、緊急性や危険性のある要望事業については至急に対応することもございます。

3点目として、年度内に解決できなかった案件についてであります。基本的には順番待ちというふうになります。順番待ちとなったものでも地権者の了解が得られるようになった場合などは、再要望していただければ、工事等の協議をしてみたいと考えております。

4点目に、一般住民からの直接要望についてということでございますが、今も一般住民からの直接要望を聞く制度が幾つかございまして、1つは目安箱というのがございまして、目安箱に要望書が来る場合がございます。具体的な例としては、スタジオ広場に公園をつくってほしいという要望書を、小学生のグループの方々から大量に投書をいただきまして、実際にスタジオ広場前に公園がつくられたということもございます。そのほか、町政懇談会にて直接要望をしていただくということもございます。またホームページを通して、各課への問い合わせということで、電子メールで要望をしてこられる方もおります。

こういった、さまざまなルートの要望が入ってまいります。区長さんからの要望をなるべく尊重しつつ、区長要望以外での要望も内容によっては対応をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 3番 菌部 一君。

〔3番 菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） ありがとうございます。

確かに、私も資料をいただきまして、80%近く処理をされているということで、大変そのご努力に対しましては感謝を申し上げるところでございます。ただ、今、町長がおっしゃられましたように、残りの部分については、町の財政とかいろんな事情もありまして思うようにいかないのかもしれませんが、まだその残りの20%近い未処理の中には町民が非常に期待をしたり、緊急性に富んでいるものがありますので、それらの処理はどのように掘り起こして、そして管理されているのかを再度お尋ねをいたします。

1つは、私もこの質問をするに当たりまして担当課のほうに資料を求めましたところ、実は一生懸命やってはいただいたんですが、すぐに資料は上がってこなかったんです。二、三日かかったんです。それは多分データ化されていなくて、それぞれの担当の方が問い合わせをして数字を上げてきたのかと思うんです。1つは、町長も以前は会社へお勤めになって、そういうデータ化のすぐれたところにおいでになったようにお聞きしておりますので、これからもそのようなデータ等を管理されるようなシステムを取り入れたらいいのか

など、このように思うわけであります。

また、直接町民からは2つの方法で受け付けをすると、1つは町長発案の目安箱、これはそれでいいと思っております。また町政懇談会も開いて直接町民からの意見を伺う、これも立派なことだと思っております。ただ、あとメールということではありますが、若い人ならばいざ知らず、ご年配の方は、それはなかなかできませんので、やはり区長要望が制度化されているとはいいいながら、やはりそれを十分に認識されていなくて、町に行けば、困ったことで行けば受けてくれるという思いもあるものですから、そういうところで、やはり窓口を広くされて、受け付けてほしいと思っておりますので、その点を再度お答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

質問に回答させていただきます。

過去の要望について、もっときちんと整理をして、すぐに情報が出てくるように管理すべきというご意見で、おっしゃるとおりでございますので、しっかりとした情報の管理ができるよう指示をしたいというふうに思っております。

また、区長要望以外のルートについても、先ほど申し上げましたように、目安箱、それから懇談会等で要望を聞くことができますので、そういった制度も活用していただければというふうに思います。ただ、区長さんの要望よりもそっちばかりやってしまいますと、今度は区長さんとのバランスがございますので、内容を見て、これは確かに緊急性があるというようなところについては、区長要望以外のルートでも対応をしておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 3番 藺部 一君。

〔3番 藺部 一君登壇〕

○3番（藺部 一君） 私も残された未処理の案件はどのようなことが多いのかわかりませんが、多分、その中には国や県にお願いをして要望を処理していただくこともたくさんあると思いますので、その点は粘り強く、県・国等に、町民にかわりましてお願いされることを、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、城里町七会保健福祉センターについてであります。

長い間地域住民、利用者の皆様が願っておりました国保七会診療所歯科診療室が同センター敷地内に建設することになりました。町長の決断に感謝をするところであります。

同敷地内には、七会保健福祉センターがあり、介護福祉事業が現在行われております。利用者の方には安心のよりどころであり、毎日感謝しながら過ごしております。町長も

保健福祉センターには何度も訪れており、お気づきと思いますが、同センターは建設されてから16年以上が経過をしており、大変老朽化が進んでおります。特に屋根がひどく、屋根の軒端のところで剥がれ落ちていて、壁はさびで変色をしております。今度、真向かいに新しい国保七会診療所歯科診療室が完成したときに、訪れた患者の方や家族の方は老朽化した保健福祉センターを見てどう思われるでしょうか。

また、保健福祉センターは町の避難所ということでお伺いしております。いつ何どき地震や天災が起きるかわかりません。町民の生命安全と安心の支えとする観点から、早急に修理すべきことと思いますので、町長のお考えをお伺いしたいと思います。また、このセンター老朽化は、さきの総務民生常任委員会の委員の皆様方も大変心配されていたと、この調査をする中でお伺いをいたしました。よろしくお願ひしたいと思います。

また、同センター入り口は、現在のままでは、特に七会支所のほうから来たときに、ちょっと草があったりして、出入り口で見づらい点がありますので、この際、その入り口の改善等もご検討くださることをお願いして、町長のお考えを伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

七会保健福祉センターは、平成12年8月に完成しました。今年で16年目を迎えるこの施設は保健福祉のための総合的な施設として住民の総合健診やデイサービスに対応できる設備を完備し、お年寄りの健康増進や生きがいくりのための幅広い福祉サービスが提供されています。また災害時の避難所にも指定されております。

今回、ご指摘がございましたとおり、屋根の腐食等による外壁の痛みもひどく、修理が必要なことは認識をしております。ただし、今年は同一敷地内で城里町国保七会診療所の建設を予定しておりますので、新築工事だけでも、敷地内工事車両が入ってきたりして利用者の皆様にご不便をおかけすると思いますので、さらに同じ場所で保健福祉センターの修繕工事もやりますと、さらに工事が混雑しまして、利用者の皆様にご不便をおかけするおそれがあると考え、今年は見送り、城里町国保七会診療所の建設工事が終わった後、今度は保健福祉センターの修繕のほうに取りかかりたいなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 3番 藺部 一君。

〔3番 藺部 一君登壇〕

○3番（藺部 一君） わかりました。そうですね、町長おっしゃるとおり、やはり同時に修理とか工事をするのは、確かに混乱があると思います。町長もそのようなところに配慮をされて、国保診療所歯科診療室ができました暁には、工事のほうをぜひ進めていただ

きたいと思っております。また出入り口につきましても、今後ますます診療所歯科診療室を使う方が当然多いわけでありますから、そちらのほうもあわせてやっていただけることをお願いしたいと思うんですが、町長の、再度お考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

入り口の部分の改善につきましても、せっかくの機会ですのでよく現場を見て検討をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 3番菌部 一君。

〔3番菌部 一君登壇〕

○3番（菌部 一君） ありがとうございます。

町長は就任以来、介護福祉については特に強い関心をお持ちということで、私も思っているところであります。どうか、先ほど藤咲議員さんのほうからもありましたように、これからはますます町も高齢化の中に突き進んでいく中でありますので、どうぞ厳しい財源は十分わかりますが、そこのところをご努力いただきまして、町発展のためにどうぞよろしくお願いを申し上げまして、私の質問といたします。本日はありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 次に、通告第3号、8番阿久津則男君の発言を一問一答方式により許可いたします。

8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 8番阿久津則男であります。

今回、九州地方の地震で被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

また、小林議長においては、今回茨城県町村議会議長会の議会において副議長に就任され、まことにめでとうございます。また小松崎前議長においては、この議長会での副議長を含め、長年のご尽力大変ご苦労さまでありました。

それでは、一問一答方式で質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、商工業の活性化についてであります。町長は28年度の施政方針の中で商工業の振興、商工業を取り巻く環境は消費者動向の変化、経営者の高齢化と後継者不足など、一層厳しさを増している。そのためには、経営者の連帯意識の高揚と経営力の強化などを図るため、商工会等協力をしながらイベントの開催、観光事業の活用と連携を図ると述べております。そしてプレミアム商品券の発行や住宅リフォームの補助を実施するなど、地域の活性化を図るということで、今年度もこれらの事業を計画したわけでありましたが、その中で1つ目、今年で6年目となるプレミアム商品券発行事業で、多くの町民が利用できるよう何か策を講ずるべきではないかということでお伺いしたいと思います。

また2つ目、ふるさと応援基金事業の返礼品拡大、40近くあるそうですが、現況はどうなっているのかをお伺いいたします。

3つ目、住宅リフォームで町の補助金が上限10万円ということですが、商工業の活性化をするためにも上限30万円に拡大できないかどうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、8番阿久津則男議員のご質問に回答させていただきます。

まず、プレミアム商品券発行事業につきまして、多くの町民が利用できるよう、何か策を講ずるべきではないかというご指摘だったと思います。ご指摘のとおり、今までプレミアム商品券につきましては、購入者が長時間並んで購入をしておりました。同じ方がたくさん購入する一方で、並ぶことができない方は購入できなかったということもあったかと存じます。今回、今年のプレミアム商品券発行に関しましては、購入希望者が並ばずに済むよう、はがき等による事前申し込みを予定しております。これにより、購入希望者の負担軽減と販売数の事前把握が図れるかと思えます。

多くの町民にご利用いただけるために、買い占め等への対策も講じなければなりませんので、申し込みは1人1通までとし、申し込みが販売予定数量を上回ってしまう場合には、公正な抽選の上、当選や購入口数を決定するなど、内容についても工夫したいと考えております。なお、当選・落選の通知については、はがき等で応募者全員に通知し、販売は日時を指定して混乱を避けるように、並ばなくても済むように配慮してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと応援寄附金事業の件でございます。

まず、現況について報告をさせていただきます。

本町へのふるさと応援寄附金は、現在39品目でございます。27年度の実績としては寄附者が1,666人、寄附金の総額は2,368万4,000円で、当初予算よりも大幅に多くの寄附が寄せられました。

返礼品としては、主に城里産のお米20キロ、ゴルフ場の利用券、それからニンニク、黒ニンニクなどが人気となっております。そのほか豚肉、キングポークなども人気になっております。さらなる応援寄附の拡大のため、あるいは、より多くの商工業者に参加していただくため、広報しろさとの7月号で、城里町のブランド品の追加の募集をかけまして、7月下旬にブランド審査会を開催するなどして、今後も返礼品の拡大、返礼品だけでなく、城里町の認定ブランド品の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

3つ目として、住宅リフォームの補助のご質問をいただきました。

住宅リフォーム補助制度は、平成21年度、町民の消費拡大及び町内の商工業の振興を図

るために始まり、補助率10%、助成額が10万円としてスタートをいたしました。また平成27年度は、100%国補事業で補助率30%、助成額20万円の住宅リフォーム事業者向け補助制度をしました。非常に好評で49件の申請がありました。前年度が13件ぐらいの補助でしたから、前年度に対して数倍の応募がありました。最小の費用で最大の効果がある本制度は、町内の商工業の活性化に非常に有効だというふうに考えております。

今後についてですが、近隣自治体の例を見ますと、定住促進とあわせた制度を行っているところが多くございます。例えば茨城町では、住宅リフォームに対して最大100万円まで補助をしております。これは子育て世代が移住した場合とか、そういった制限がついていないと伺っております。美浦村では義務教育修了前の子供がいる場合、5年間の減税措置がありまして、新築ですと毎年20万で5年ですから100万円、中古住宅ですと10万円掛ける5年ですから50万円といった補助制度がございます。常陸大宮市では新築住宅で50万円、中古住宅で25万円。

そのほか、全国的にいろんな事例を調べますと、富山県の入善町というところでは非常にユニークでして、親と同居する、または近居、公民館の同じ学区内に子供が家を建てた場合に40万円ですとか、障害者には60万円支給する、子育て世代には10万円をプラスするなど、さまざまな制度がございます。各自治体とも住宅の建設と定住促進を組み合わせ、さまざまな制度が出てきておりますので、城里町としてもそういった事例を研究し、商工業の発展と定住人口の増加と両方を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） プレミアム商品券についてであります、今年のはがきで対応するということですので、それは本当に期待しているところでございます。

本当に、この5年間一度も利用できなかったという町民の声を、私は何人も聞いております。当然私も利用したことはございません。毎年同じような方々が利用している可能性もあります。もちろんこれは販売方法にも、先ほど町長が言ったように商工会のほうでもなるべく早くさばきたいというのもあるんだと思いますが、1人1万円で3万円までというようなことで5人家族だと15万円くらい買えると。しかも常北、桂、七会を1日で3カ所歩くと45万円くらい確保できる可能性もあるわけですね。これはほかの市町村の議会議員というか議長さんがそういうことをやってみたいで、買い占めたような例もありますから、そういうことはないように、今年のはがきでやるということですので、それはそれでいいと思います。

それと、今年度目標が700万の予算でしたね、当初予算。内容を聞いてみますと商品券に600万、事務経費に100万を予定しているということで、600万ですと、1人1万円出すと600人ぐらいなんですよね。これも家族3人とかで行くと本当にそれが200件くらいにな

ってしまいますので、今年も1万円で対応していくのか、それとも山桜とか道の駅で発行した5,000円くらいの券にするのか。5,000円にすればその倍ですから1,200人くらい対応できるということでもありますので、その辺も少し考えてほしいなと思っているところでございます。

どちらにしましても、商品券を買い占めるようなことは今回はないと思いますので、はがきで予約をとってやるということで期待したいと思います。

今言ったように、1万円で今年もやるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

また、2つ目、ふるさと応援基金事業についてでございますが、ただいま町長が申しましたように、平成27年度の実績1,666件、総額2,368万4,000円ということで、前年度から見れば本当に大きな寄附金がいただけたということでもあります。

ただ、申し込みの多い返礼品、今、町長が申しましたように、お米20キロが1,361件なんです。件数を聞くと、1,666件のうちお米20キロが1,361件ということで、率にすると81.7%なんです。ゴルフ利用券が140件で8.4%、もうこの2つで90%なんです。ですから、39品目参加しているわけですから、ほとんどがお米20キロに行っちゃって、ゴルフ利用券が8.4%、今言ったように2つで90%ですから、その辺も、もちろんお米20キロというのは目玉商品になっているんだと思います。ただ、目玉商品というのはやはり数を限定するべきだと思うんですよ。1,666件のうち1,361件、これではやっぱり集中しちゃいますから限定はするべきだと思うんです。なぜ限定しないでやってきたのかということですよ。

お米20キロの場合、単価を聞くと1キロ400円です。20キロですから8,000円、しかも送料、宅配便がなんか遠いところと近いところとあるそうですが、1,600円くらい平均かかっていると。ですから、8,000円と1,600円ですから9,600円なんですよ。1万円もらっても9,600円払っちゃっているわけですから、なおかつ職員の給与ってあると思うんですが、今年も嘱託職員156万、それはのせたと思うんですが、結局お米の処理をするのに八十何%かかっちゃったような計算になりますからね、細かく言えば。そうすると1万円もらって1万円以上払っちゃっているような計算になっちゃうと思うんですよ、このままでは。ですから、その辺をやっぱりほかの、39品ですからあと37品目、そうですね、ゴルフも利用はありますけれども、140件来ているそうですけれども、ほかの業種がただ参加しているだけで、何かだしに使われているような感じになっちゃうと思うんですよ。ですから、その辺も目玉商品はいいんですけれども、やっぱり数を限定するとか。

あと、目玉商品もお米だけでいいのかということですよ。実際そうやってお米に8,000円かけてくれるんだったら、肉を提供している人も肉も8,000円くらい見てくれというようになると思うんです。ですからいつもいつもお米ばかり目玉にするんじゃなくてバランスよくやってほしいと思います。まさかここまでお米のほうに偏っているとは、私も思っていませんでした。ですから本当に、恐らくほかの品種の人も内容わからないと思う

んですよね。ですから、わかると恐らく苦情が来ると思いますよ、一極集中しちゃったのでは。ですから、その辺を考えてほしい。

あと、ふるさと納税には当然町民税にも影響すると思うんです。大きな都市では、市民税が4億、5億減ってしまったという大きな市もあります。城里町は今年度、28年度の町民税、去年から見ると2,500万ぐらいマイナス予算を組んでいますね。これ全部とは言いませんが、恐らくふるさと納税の控除で、この町でも当然町民税は下がっているんだと思うんです。どのくらい下がっているのかちょっとお伺いします。ふるさと納税に関して、もし調べてあれば結構なんですが。

次に、3番目の住宅リフォームの件ですが、去年は、町長も先ほど申しましたように、国の全額補助ということで代金の30%、上限20万までということで、70万くらいのリフォームをすれば上限20万まで補助が出ました。申し込みも、町長申しましたように49件の申請があったという実績、10万円の補助では該当件数が7年間で106件、年平均15件ということを考えれば、かなりリフォームができて町内の業者も活性化ができたんだと思います。私が言っているのは30%で30万まで出せないかという要望ではありますが、町内の商工業の活性化のためにもぜひとも検討していただきたいと。今年度は、今10万円ですから今年は20件で200万予算を組んでいますけれども、そのうち120万は国のほうの補助が出ていますので、実質80万の町持ち出しだと思うんですね、全部やっても。ですから、国の補助もあるんですから、先ほど町長も、定住促進のためにほかの町村を調べているというような答弁がありましたので、町でもその点をやはりやっていただきたいと思うわけでございます。

あともう一つ、10万円の補助で、リフォームで1度利用すると2回目は利用できないというような決まりがあると思うんですよ。これも5年くらい経過していれば、また再度利用できるというようなことができないかどうか。というのは、先ほども言いましたように、プレミアム券の場合は、ここ5年間、本当に上手にやれば町の補助金を10万円以上毎年毎年もらっていたことになりますよね。先ほど言ったように、家族3人、5人で並べば。そういうことやってきたわけですから、住宅リフォームですから毎年とは言いませんが、5年以上経過していれば再度利用してもいいというようにできないかどうか。町長の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、ご質問に回答させていただきます。

まず、プレミアム商品券でございますが、プレミアム商品券、今年に関しましては1万円で1万2,000円分の買い物ができるものを3,000セット計画しております。3,000セット

ですから3,000万円で3,600万円分の買い物ができるということで、ですからプレミアム率が20%ということで予算が600万円ということでございます。去年はプレミアム率が30%で、たしか1万セット販売したと思うんですが、これは去年、それだけ発行が多かったのは、国の補助金がおりてきて、それで全ての自治体がやったんですが、100%国補助の商品券だったのでそれだけ販売できたわけですが、今年は、いわゆる城里町の一般財源全額負担の制度ですので、2年前と同じプレミアム率と販売個数ということになっております。違うところは、申し込み方法が並ばなくていい、はがき方式に変えるというところの変更点になっております。

それから、2番目のお米の話なんですけど、お米をやめたからといって、じゃ、ほかの商品に寄附が来るようになるかということ、全く議論としては違う議論なのかなというふうに思っております。ほかの野菜セットとかほかのものも、ふるさと納税の返礼品だからあげているんですが、お米をやめたからそっちに注文が来るかということ、そうでもないのかなというふうに思っております。お米に関しましては、道の駅かつらで取り扱っていますが、常北地区や七会地区のお米であっても受け入れますので、従業員規模が大きくて、取り扱うことができるだけの人員体制が整っているということで、道の駅かつらで受け付けを行っておりますが、ぜひ常北や七会の方々も会員になっていただいて、お米を申し込んでいただいて、全国に発送をさせていただきたいというふうに思っております。

1万円入ってきて、1万円ぐらにかかっているから意味がないのではないかなというようにご批判もあるかもしれませんが、精米ベースで、精米1キロ400円ぐらい、実際、道の駅かつらの手数料がかかりますから少し下がりますが、それでも農家にとってはいい単価での買い取りになっております。

ある意味、ふるさと納税ではありますが、農業政策的な側面も持っております。今、例えば飼料米をつくりますと、国の補助金、あるいは町の一般財源も何千万も出して、水田農業維持のために税金をつぎ込んで田んぼを維持しているわけでございます。お米の価格が不安定で安いものですから、なかなか水田経営が難しいんですが、ふるさと納税を通して決まった価格で必ず買い取りますというふうなっていれば、農家としては安心して田んぼをつくってお米を持ち込むことができるということで、数量を限定してしまいますと、私も道の駅かつらに米を持っていきたいのに持っていけないとかいうふうな話になってしまっは申しわけないので、全国から注文が来る限りは注文を受け付けて、1人でも多くの農家のお米を買い取って全国にお届けしたいというふうに思っております。

全体としてマイナスにはなっておりませんので、飼料米の補助ですと、全く町の一般財源の持ち出しで補助をしておりますが、ふるさと納税の場合は、外から入ってきたお金でもって主食用米を買い上げておりますので、町の財政負担が非常に少ない形で水田農業に対する支援を行うことができるのではないかなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

割りを、その返礼品、返ってきて入ってきた金額に対して送料等がかかっておりますので、送料等を安くする工夫などは今後もしていかなければならないのかなというふうに考えております。

ほかの品物の返礼率、割合についてということなのですが、そういったことについても、お米以外のものについてももっと注文が来るように、返礼品率を少し変えたらどうかということについては、貴重なご意見をいただきましたので、今後、ふるさと納税の返礼品の再編成の中で議論をしていきたいというふうに思います。

住宅リフォーム制度ということで、住宅リフォームについては本当に大きな経済効果がありますので、ぜひ何らかの対策をしていきたいというふうに思っております。リフォームだけじゃなくて新築というの也有ありますが、行うに当たって、政策目的が商工業の支援という側面だけではなくて、人口増加とか定住支援という意味合いも含めた制度に衣がえをして、拡充していきたいなというふうに考えて、今検討をしているところでございます。

以上でございます。

○ 8 番（阿久津則男君） 町長、5 年経過措置……

○町長（上遠野 修君） 住宅リフォームの5 年経過措置につきましては、国の社会資本総合交付金を使った10 万円の補助制度ですので、プレミアム商品券は町独自の財源でやっております。国の補助事業ですので、補助要件上5 年たったらもう一回使えるかどうか、国のほうに確認をしたいというふうに思います。

質問が多岐にわたっておりまして、1 つ答弁漏れがございました。

城里町から他自治体へのふるさと納税がどれぐらいあったかということですが、約100 万円程度ということでございますので、城里町全体としては2,300 万ぐらい入ってきて……

〔発言する者あり〕

○町長（上遠野 修君） 住民税の減少見込みが100 万円程度ということですので、城里町としましては、ふるさと納税を通してプラスになっているという自治体でございます。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 8 番阿久津則男君。

〔8 番阿久津則男君登壇〕

○ 8 番（阿久津則男君） プレミアム商品券でございますが、1 万円で、私先ほど勘違いしていました。600 万使うと、あくまで町の補助で600 万。失礼いたしました。

これも、今年も1 人1 万円でやるということで、どちらにしましても、多くの町民が利用できるようにしてほしいというのが私の要望であります。

それと、商工会というか、商売やっている人の立場からしますと、商工会で換金手数料を取っていると思うんですよ。大型店からは2 %の換金手数料を取って、小売店からは1 %の換金手数料を取っているということですが、これは商工会でやっているから、

それは手数料欲しいというのもわかりますけれども、やはり今回700万、町から出して、600万を商品券のほうに回すわけですが、100万で事務経費を、印刷代とか取るんでしょうけれども、その中にできれば手数料とか、そういうものが入れられないかどうか。やっぱり商売をやっている人も今厳しい状況で運営していて、最後にまた商工会へ券を持っていて1%、あるいは2%の手数料を取られるというのは、恐らく不満はあると思うんですよ。ですから、その分もできれば町のほうで出してあげられればと思うんですが、その辺を考えられるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

また、ふるさと納税であります。返礼品については、私は、当初業者同士の競争になるのかなと思っておりましたけれども、先ほど申しましたように、20キロの米があらかた82%近く注文があるということで、本当にひとり勝ちですからね。ですから、もちろん町長が言っているように、米でも肉でも何でも売れば活性化になるわけですから、それは本当に期待しているんですよ。ただ1つに集中しちゃうというのがどうしても、39品目の業者が全員集まって話し合いをするような機会は今まであったんでしょうか。

それと、そういうのも1回やったほうがいいと思うんですよ。いろんな意見が出ると思うんです。何か審査会をやっているという話を聞きましたけれども、審査会だけじゃなくて、取り扱っている人たちで集まって、やっぱり話すべきだと思うんです。いろんな意見が出ると思いますよ。

それと、ふるさと納税で住民税のほうは100万くらいしか減っていないということですが、これは去年あたりまでの数字だと思うんですが、どんどんこれからふるさと納税ということでやっていくと、城里町の町民もいろんなものをほかの市町村から取り寄せるということで、やはり町の税金も、減るほうも減っていくと思うんですよ。もちろん入るほうも、今年は1億円を目標にやっているわけですから入ってくるほうも入ってきますけれども、やはり出るほうも覚悟しなくちゃならない。そういう点では、今言ったように米だけで1万円もらって9,600円、あるいはそれ以上かかっちゃうということでは、本当に何のために、変な話、寄附金をもらっているんだかわからなくなってしまいますから。

それと、町長も宅配便の料金を言いましたけれども、これは1,600円というのは私払い過ぎだと思うんです。私も商売やっていますから、コーヒー、缶ジュース30本入っているのを4ケース宅配で仕入れるんですけども、これは相手が楽天さんですからしょうがないかもしれませんが、550円ですから、宅配便が、関東から関西まで入れて。ですから、会社が大きいから一概に550円とは言えませんが、1,366件でしたか、お米だけでやっているわけですから、これはやっぱりもう少し交渉して安くすべきだと思います。

次に、あとちょっとこれはホームページを見て気がついたんですが、城里町のホームページを開くと、いきなりしろさと応援基金というのが出てきますよね。これはもちろんいいことなんですが、やはり全国共通語というのは「ふるさと」だと思うんです。ふるさと納税とか、ふるさと応援基金とかという「ふるさと」。城里町のはいきなり「しろさと」

なんですよ。ですから、もちろんわかる人はわかるかもしれませんが、親切さはないと思うんです。城里町のホームページ、くらしとかビジネスとか観光とか行政ありますね、4つ。それどこを開いてもふるさと納税と出てこないんですよ。だから、その辺はちょっと不親切だと思うんですよ。町では、しろさと応援基金と書いておるから、ふるさと納税のつもりでいても、全国北海道から沖縄まであるわけですから、「しろさと」でぴんと来る人はもちろんいるんでしょうけれども、ちょっとわかりづらいと思うんです。そこは「ふるさと」にしてやって、そこタッチすれば、しろさと応援基金となるのであればいいんですが、いきなり「しろさと」になっていますから、それはちょっと気がついた点でありまして、お金がかかるのであればそのままでいいでしょうけれども、ちょっと不親切かなと思いました。

また、次の住宅リフォームの件ですが、先ほど町長も、国の補助が入っているから、5年間据え置けばまたできるというのは調べてみないとわからないというような答弁でありました。確かに、それは私もわかってはいるんです。わかってはいるんですが、町単独でできないのかなと思って質問をいたしました。

以上、3回目を終わりにします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答をさせていただきます。

いろんな質問いただきました。

まず、手数料についてですが、今のところ当初予算では、その手数料を町のほうで補填するとか、そういうのは入っておりませんので、商工会のほうで自主的に手数料を取らないようにしてもらえないかなど、ちょっと商工会と相談をしたいというふうに思っております。会員のための商工会なんですから、商工会の会員から手数料を取らないようにするのも、確かにそういうふうにするべきじゃないかなという印象も持ちますが、会としての運営経費などもあるでしょうから、その点はちょっと相談をしてみたいなというふうに思います。

ふるさと納税に関係する方々を一堂に集めて会議を開いて意見を聞くようなことも、おっしゃるとおり、やってみたいなというふうに思います。

また、ふるさと納税のリンクがふるさと納税じゃなくてしろさと応援ということになっていて、不親切じゃないかというご指摘ですが、確かにふるさと納税というふうに書いておいたほうが利用者からは見やすいかと思いますので、修正する方向でちょっと指示を出してみたいというふうに思います。

それから、最後にリフォーム補助の件ですが、現在のところ予算措置は、町独自の補助というのが、予算措置、今年度は今のところありませんので、今後の検討課題としてしっ

かりと受けとめさせていただきたいというふうに思っています。

それから、ちょっと順番が逆転しましたが、ふるさと納税の送料、1年目ということで、恐らくクロネコヤマトさんの普通の料金でやっているのではないかなと思うんですが、ある程度数量が出てきたので、法人価格ということでいろんな業者から見積もりをとって配送料金が安くなるように工夫していきたいなというふうに思います。件数が多いので1,000件送れば1個1,000円でも100万円になりますので、そういった費用縮減も取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） ここで休憩いたします。

なお、午後1時から再開いたします。引き続き阿久津則男君の2点目の一般質問から入ります。よろしくお願いします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

阿久津議員の2点目の質疑から入ります。

8番阿久津則男君。

さらに傍聴人2名を許可いたしました。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 次に、住宅地並びに住宅の整備についてご質問いたします。

1つ目、桂・七会地区の町営住宅に子育て世代が町外から入居した場合、30万円の補助金を出すわけになっておりますが、現況状況をお願い申し上げます。

2つ目、今年3月28日に第1回の城里町空家対策協議会が開催されました。空き家の総数が247棟、その中で利用ができる空き家が95棟、危険性のある空き家が28棟と。これらを踏まえて、空き家対策計画の策定及び空家バンクの整備を行うという予定のことだが、素案ができていますのかどうかをお伺いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答をさせていただきます。

若い世代、子育て世帯が快適に生活できるよう、特に民間賃貸住宅のない桂・七会地区において、町外の方が町営住宅に入居をした場合30万円の補助を交付する制度がございます。入居状況につきましては、問い合わせが1件ございましたが、まだ入居に至ったところはありません。まだ制度が始まって2カ月ですので、通常考えて1人の家族が引っ越しを検討して、引っ越しに至るというところに行くまでには通常数カ月以上はかかるでし

ようし、そもそも、まだこの30万円補助を出す制度ですが、広報しろさとして広報をただけで、まだそれ以外の宣伝活動を行っていないのが実情です。

今後、チラシをつくって事業者さんで配ったりとか、それからホームページに掲載したりとかですとか、あるいは今年、広告費用を議会のほうでお認めいただきましたが、茨城放送のラジオCMを流したり、そういった方法で、こういう制度がありますというのを周知することで関心を持っていただく方が増えてきたらいいなというふうに思っております。

桂・七会地区の町営住宅については、入居状況が非常に、新規の入居がしばらくない状態が続いております。正直言って入居者の確保に苦慮をしているところでございます。ぜひ議員の皆様方も、こういった制度があって30万円の補助が出るから桂・七会地区の公営住宅に住もうということ、声かけをしていただけるとありがたいなというふうに思っております。

今後、さまざまなキャンペーンを行っていきたいと思いますので、どうぞご理解のほどお願いします。

次に、空家バンクの件でございますが、空き家対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、城里町空家等対策計画の策定及び推進に当たり、基本指針に則して計画を定めるため、広く関係者の意見を反映すべく8名の委員を選任しました。平成28年3月28日に第1回城里町空家等対策協議会を開催したところで、計画の素案につきましては、まだできておりませんが、8月ごろ開催予定の第2回協議会において素案を出すことができるよう努力しているところでございます。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 町営住宅の件でございますが、申し込みが1件あったけれども、決まっていないというような答弁でありました。民間賃貸住宅のない桂・七会地区の町営住宅に子育て世代が生活できるようにする。それで30万円の補助制度ということで、少子化で生徒数が減少している小学校、中学校のためにもぜひ利用していただきたい制度であります。ただ、塩子の塙団地を見ていますと、東日本大震災でかなり傷んだんですが、その後、全体すぐにでも住めるように修理していないように、ちょっと私見たんですが、どの程度まで完全に修理してあるのか、すぐにでも入れる状態になっているのかどうか、これをもう一度確かめたいと思います。現在、塙団地の場合は10世帯があいていて、当然ここ1年くらいで出て行った人もいるんでしょうけれども、その建物は掃除をすれば入れるんだと思います。そのほかのあれはどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしたい。

また、町長の今の答弁で、まだPRしていないということですが、3月の議会で新しい案が通ったわけですから、本来であればもう3月中に、もう3月中にインターネットに載

せたほかのPRもありますよね、だから一緒にできたはずなんですよ、本来であれば。ですから、それをいまだにやっていないというのが、なぜなのかと。確かに引っ越すというのは子育ての世代を対象にしてやる制度ですから、恐らく子供を扱っている世帯というのは、3月とか8月とか、そういう時期じゃないと引っ越しはできないと思うんですよ、春休み、夏休み、あるいは学年が上がると。ですから変な話、今出しても、夏休みに対応できる家庭もあるかもしれませんが、今だったら本当に早く出してほしい。ラジオでも考えているんだということでもありますから、それはそれで早くやってほしいと思います。

また、空き家対策であります、素案はできていないということですが、できていないのであれば、ぜひ町長に伺いたいと思います。町外の方々が城里町の空き家をリフォームして住みたいという場合、補助金を出す考えがあるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたい。また通学路などで隣接する空き家が危険性があるという場合、最終的に町で取り壊すようなことが可能なのかどうか、それもお伺いしたい。また、空き家バンクに登録する場合、登録した人はお金がかかるのかどうか。もう一つ、その空き家バンクというのは、登録は希望者だけなのかどうか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

あと、空き家の対応ですが、空き家の対応は役場が直接担当するのか、それとも民間の業者が担当するのか、それをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

まず、空き家バンクについてですけれども、どういうものになるか、まだ素案はできていないのでなかなか、現時点での私の考えなんですけれども、極力民間の事業者の力を生かしたような形にしたいなというふうに思っています。町が直接取引するのではなくて、あくまで不動産会社を通して不動産が取引されることになると思うんですが、その不動産が、町の空き家バンクに登録することで不動産会社を通した取引が円滑になるように、お手伝いをするような制度にしたいなというふうに思っております。

また、リフォーム補助についてですが、これについては、今検討しているところです。先ほどの住宅リフォームの補助金の制度もありましたが、ご質問もありましたが、定住促進策については、来年度開始するに当たっていろんな検討をしなければいけないなというふうに思っております。総合計画におきましても、私、4つのことを掲げております。「働く場所をつくる」「住みやすい環境をつくる」「住む場所をつくる」「住みたいと思う心をつくる」ということで、この4つをやるということで、去年の10月ぐらいから繰り返し表明しているところでありますが、住む場所をつくるという意味で、住宅政策というのは非常に重要な、まだ着手していない最後の政策なのかなというふうに思っております。新

築と中古のリフォームについてどういう取り扱いにするとか、あるいは宅地造成とか、そういったことについてどういうふうにかかわっていくのか、いろんな論点があると思いますので、今年の夏ぐらいからいろんな調査をして、先進地の視察なども行って、町としての定住支援策をつくっていききたいなというふうに思っているところです。

それから、壊すほうについてですが、空き家対策特別措置法で定められた手続をとっていけば、迷惑な空き家について持ち主に壊すように通知を出したり、最終的には行政のほうで壊したり、その費用をまた地主さんに請求したり、そういったことが可能な法律になっております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 塙住宅について、すみません、答弁漏れがありまして失礼しました。

塙住宅に限らないんですが、あいている公営住宅については1部屋必ずきれいにリフォームして、入れる状態のモデルルームを必ず1部屋つくるようにしています。そこに1人入ったらまたもう一部屋きれいにして、いつでも入れる状態にしていくということで、1部屋すぐに入れる状態の部屋をつくるようにしております。

それから、空き家バンクに関する利用料については、まだちょっと検討しているところです。何でも申し上げられませんが、他市町村の例などもよく研究したいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 町営住宅については、1部屋はすぐに入れるような状態にしてあるということ。ただ、今年町外から申し込みがあったときは30万円の補助を出すというのは、今年5件、150万ですから5件予算組んでありますけれども、やはり最低5件はすぐに入れるような状態にしておかないと、引っ越しする人は、先ほど言いましたように3月とか8月で、それに合わせて一気に来るかもしれませんし、そこで入れませんというような返事では何のための事業計画かわかりませんから、やはり最低5部屋は確保してほしいですね、ほかから呼ぶわけですから。ましてラジオでやる、インターネットでやると、それで先着1名しか入れませんでは怒られちゃいますから、その辺はある程度やってほしいと思います。

それと、その町営住宅であります。なかなかラジオでやるとかインターネットでやるというんですけれども、これ町内に住んでいる人だったらあれですけれども、町外の人というのはなかなか難しいと思うんです。ですからこれ1年間やって、例えばもしかするとゼロに終わる可能性もあると、そういうこともあると思うんです。その場合、町内の

方でも対象にするかと、ただし半額の15万とか10万とかと、そういう考えも考えられるのかどうか。先の話で、始まったばかりで申しわけないんですが、そういうことも考えられるかどうか、町長の考えをお伺いしたいと。

塙団地につきましては、去年も私質問いたしました。そうしましたところ、いろいろ料金改正とかやってもらって町長には大変感謝しております。住宅の整備という点では本当に空き家が20件のうち10件が空いていますから、塙団地の場合は。本当にもったいない話でありまして、その隣にあった1区画の宅地ですか、これも私、去年町長に質問したところ、町長は適切な価格を設定して積極的に販売促進すると、答弁していただきました。なんか現在でも動きがないようですので、どの程度まで進捗しているのか、その状況をお伺いしたい。というのは、去年、小勝の団地、町のほうで宅地を売り出しました。そうしたところ買い手がすぐつき、もう現在は家を建てて住んでいるということですから、宅地は売れば、買った人は必ず家を建てますから、そのままにしておくのは本当にもったいないですので、多少安くしても買った人は家を建てるわけですから、それだけで人口も増えますし、ぜひとも進めていただきたいと思います。

それと、空き家対策、補助金額はまだ決まっていないということですが、これも全国的に空き家対策始まったと思います。ふるさと納税じゃありませんけれども、余り市町村で競争しちゃっても、うちでは100万出しますとか150万出しますってエスカレートしてもしょうがありませんので、やはりある程度、抑えてということもないですけれども、周りの市町村に合わせてやっていただきたいと思います。上げればほかの市町村もまた上げてきますから、そういうふうにならないようにしてほしいと思います。

また、壊れた家は最終的には町でも見ると、ただし費用はそこに請求するということで、それはそれでいいと思います。そのままにしておくのと本当に二重、三重の被害が出る可能性もありますので、最終的には町で処分してほしいと思います。

あと、この空き家バンクと農地バンクか、城里町にも農地バンク、農業委員会でやっているんですか、やっていないか。やっていればの話なんだけれども、こういった空き家バンクと農地バンクってセットにすることができるのかどうか、ちょっと聞きたかったんですよ。空き家だけが欲しいんじゃなくて農地も欲しいという人もいると思ったので、そういうのがセットにできるのかどうか、ちょっとあればですよ、お聞きしたかったんです。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

質問に回答をさせていただきます。

まず、桂と七会地区の公営住宅について、5件分ぐらいはあらかじめリフォームして、すぐ入れる状態にしておくべきではないかというご質問をいただきました。おっしゃると

おりでありまして、桂のほうの緑ヶ丘団地につきましては、2部屋分一気にリフォームをやる予定で予算を組んでいまして、この後設計、発注にかかる予定でございます。残りあと3件分についても、確かに申し込みがあったときにすぐに入れるように、七会地区と桂地区で配分してリフォームをかけておきたいというふうに思います。

次に、30万円の補助制度、1年やってもゼロの場合はどうするのかということですが、まずは狙いどおり、子供のいる世帯で、城里町から外へ出ちゃった人が城里町に帰ってくるように、広報、宣伝活動をまず1年間頑張ってみたいなというふうに思います。まずは当初の目的どおり、5世帯引っ張って来られるように頑張ってみたいと思いますので、ぜひ議員の皆様方も声かけをしていただければ幸いです。

次に、塙団地の1区画の件ですが、まちづくり戦略課長から後ほど回答はさせます。

次に、空き家対策で、周りの市町村に合わせた補助をとということですが、先ほど申し上げましたように、周りの市町村の現状を見ますと、50万円から100万円ぐらいの補助を出している自治体が多いように思います。これは移住・定住対策のほうでやっている場合ですね。それぐらいの金額を出しているところが多いようですので、そういった他市町村の事例も見ながら、また他市町村と比べて遜色ないような制度をつくっていききたいなというふうに思っております。

最後に、空き家バンクと農地バンクをセットでということですが、大変有意義な提案をいただきましたので、今後議論をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） まちづくり戦略課長鯉淵弘之君。

〔まちづくり戦略課長鯉淵弘之君登壇〕

○まちづくり戦略課長（鯉淵弘之君） 8番阿久津則男議員にお答えします。

塙住宅地の宅地の販売についてでございますが、昨年第2回定例会においてご質問をいただきまして、塩子塙団地住宅分譲区画第3ということでございますが、鑑定前の価格が平米8,800円、総額579万3,000円になっておりましたが、平成28年2月26日に新たに不動産鑑定表を評価しましたところ4割弱の減額評価となっておりますので、前購入されました近隣の方に説明をいたしまして、適切な価格で設定して積極的に販売を促進してまいりたいと考えております。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 塙団地については、事業を進めているということで理解したいと思います。

以上でこの質問を終わりにして、次に行政組織機構改革についてを質問いたします。

機構改革を行い3カ月目になるわけでございますが、現況はどういう状況か。また町民から苦情、あるいは要望等は来っていないかどうかをお伺いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 行政組織の再編につきましては、平成28年4月1日から実施しております。町民の皆様が役場に来庁の際、混乱を招かぬよう広報紙やホームページによる周知のほか、庁舎入り口付近に案内板を設置、さらに庁舎内各課の表示板を設置しました。

再編後の組織と名称については、できるだけ町民にわかりやすく、業務内容がイメージしやすいよう考慮したため、組織再編を行いました。比較的混乱等はないものと特に大きな苦情等は届いていないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 混乱、苦情はないということではありますが、先ほども、午前中ですか、藤咲議員からも質問の内容で出ておりましたけれども、町民からの苦情、あるいは要望といいますか、それは一応たくさんあると思います。あると思います、それは。ないはずはないと思います。どちらにしましても、町民に対して利便性は考えてほしいと思います。いろいろ看板等気遣ったということではありますが、あと対応ですね、対応の仕方が一番大事ですから考えてほしいと思います。

3月の議会で、この機構改革案が提出されました。私は時期尚早ではないかと思い、議会の最終日に町長に質問をいたしました。上遠野町長は、当選した1年半前から考えていることであり、職員とも話し合いをしたという答弁がありましたので、私も賛成をいたしました。しかし、4月1日の機構改革の人事を見ますと、町長の肝いりで発足した割には、いきなり課長のポストが空欄になっていると、ほかの課長が兼務しているということです。何のための最初の機構改革なのか、本当わからない点があるんですよ。機構改革で課を増やしたわけですから、当然、課長も増やすといいますか、与えるべきだと思うんです。職員が200人いるわけですから、正職が。なぜちゃんとして課長の席を埋めなかったのかどうか、それをちょっとお聞きしたい。

また、町長は女性の消防団員にも力を入れ、今年の出初め式には女性消防隊が参加して、華やかな出初め式ができました。さらに教育委員にも2人目の女性を登用し、女性の進出に町長は力を入れていると。さらに今年4月には町、そして議会、農業委員会、教育委員会で城里町女性職員の活躍の推進に関する特定事業行動計画について策定して、女性職員のキャリアアップ支援を行うと主張しています。これはネットに載っておりますが。職員200人のうち半分近くは女性の職員だと思います。これらのことを考えれば、当然女性の課長はつくるべきだと思うんです。今までは女性の課長さんもありました。今回女性の課長さんがいないわけですが、その辺、なぜ女性の課長さんを採用しなかったのかと、それ

をお伺いしたい。

また、4月1日付で役場職員が物産センター「山桜」の店長として異動がありました。しかし、今月6月1日で本庁舎に戻ってきたと。2カ月で役場を出たり入ったりしているような人事では職員もいい仕事ができないんじゃないかと。職員に影響を与えられないと思います。もし2カ月で戻すというのが、これ恐らく決まっていたんでしょうけれども、それであれば、なおさらこちらが兼務してもいいのかなと、私個人的にはそう思いました。いろいろ事情あるんでしょう。そこを2カ月で戻すのに兼務できなかった理由ですか、それをお伺いしたい。

以上です。お願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

質問に回答をさせていただきます。

まず、福祉こども課と長寿応援課の兼務のことがご質問になっているのかと思います。今回の機構改革で最も混乱が生じやすい部署として、福祉こども課と長寿応援課の役割分担があったのかなというふうに考えております。障害者とかドメスティック・バイオレンスだとか、介護だとか、あるいは敬老会だとか、福祉に入るのか長寿に入るのかよくわからない仕事がたくさんありまして、そういう意味で、今年は制度が変わった最初の年なので、同じ人が今年は見えておいたほうがボールが間に落ちないで、課長が振り分けをすることでボールが間に落ちないようにするために、今年は兼務したほうがいいのではないかなというふうに考えていたところでございます。

また、特別養護老人ホームの建設プロジェクトですとか、そういった重要なやりかけのプロジェクトもありましたので、そういった大きなプロジェクトにおいて混乱が生じないように、業務の継続性を担保するために、兼務したほうがよいのではないかなというふうに判断したところでございます。

1年たちまして、2課の担当業務の役割分担がきちんと整理整頓ができましたらば、もとのとおり1人ずつ課長を置くのが相当ではないかなというふうに考えております。

それから、女性課長の件でございますが、今、課長になり時といいますか、50代後半の女性の課長補佐が1人もいない状況でして、もちろん逆転して、女性だからという理由で年上の男性を追い越して、ぽんと飛び級で出世をさせて女性課長をつくるということもできなくはなかったわけですが、通常ですと、男女かかわらず仕事において実績を上げた人が管理職につくわけですから、そういった実績の積み重ねといいますか、業務の経験を詐称して女性という理由だけで課長にするというわけにも、バランス上いかなかったということでございます。ただ優秀な女性の管理職がいれば、積極的に課長に登用していきたいというふうには思っておりますので、早くそういう方が出てきてほしいなとい

うふうに思っております。

最後に、山桜の件でございますが、山桜につきましては、新店長の募集を3月からホームページ、あるいはハローワーク等に掲示をしまして募集を行ってまいりました。適切な店長が雇用できれば、役場のほうからの職員の出向は引き上げるということでやっておりますので、無事、常北のエコスの店長をやっていた方が山桜のほうで働いていただけたということになりましたので、十分な経験を持った方が見つかりましたので、今回役場のほうからの出向者を解いて、町役場のほうに戻ってきていただいたわけであります。

なぜ、兼務できなかったのかということですが、これは法制度上、営業組織と公務員というのが兼務ができないことになっていまして、山桜は営業活動を行う組織ですので、公務員としての立場との兼務ができないということで、兼務なしの出向という形になりました。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） 最初の、職員が兼務したことについては、担当課長がなれているからというような答弁でございましたが、午前中の藤咲さんの質問の答弁で、女性課長が同じ場所に戻らなくて、異動あったときは、仕事ができるというような話をしたと思うんですよ。ケース・バイ・ケースで仕事ができるんだと。ですから、兼務じゃなくて、新しい課長をつけても、その課長は、私はこの200人の中には素晴らしい職員がいっぱいますから、当然できると思うんです。だって、上遠野町長はそういう性格じゃないでしょう。何のために機構改革で、何で空欄つけちゃったのかというのが、私今ちょっとわからなくて、一生懸命機構改革をやったんですから、ちゃんとそのポストはつくるべきですよ。本当に最初からね、最初につくらないのがおかしいですよ。途中で、例えば事故で役場に来られなくなっちゃったので、それで兼務するというならわかりますけれども、最初から、変な話欠員ですから、これはちょっと考えられないので、ちょっとお聞きいたしました。

また、女性職員の課長といいますか、あれは、男女共同参画もありますし、上遠野町長は、先ほど言いましたように、女性の進出に力を入れているんですよ。女性職員のキャリアアップを支援するということでインターネットにも載せているんですから。そこで年齢の話を出すような町長ではないと思うんですよ。恐らく40代だって課長にしちゃうと思うんですよ、上遠野町長は。そのくらいなのに、なぜ遠慮しているのかなって思っちゃうんですよ。ぜひとも女性の職員を進出させてほしいといいますか、選んでほしいですよ。今までは2人ないし、1人、ここの壇上に座っていたわけですから、それを考えれば、ぜひとも明るくしてほしいと思います。

そういうことで、空欄があるということは、私が思っていたように時期尚早と言われて

もしようがないと思うんですよ。最初から空欄なんですから。ですからその辺は反省があるのかどうか、ちょっとお伺いしたい、もう一度ね。

また、空欄のポストには私はぜひ女性を入れてほしいと思っております。その辺もちょっとお伺いしたい。

また、物産センターは、これは、私はわからなかったんですけども、ほかの職員が、物産センターに異動になった職員はかわいそうだと言っているんですよ。なぜかって聞いたら、一旦役場を退職して向こうに異動しているというような話を聞きました。本人からは聞いていませんが、周りで聞いたんですが、そういうことが、今の町長の答弁ではあり得るのかもしれませんが、実際そういうことが、行っていて正しいやり方なのかどうか、それをちょっと説明してほしいと。間違いはないのかどうかですね、説明してほしいと思います。

それと、今回議会の職員も3人から2人に減りました。議会のときはきょうのように総務課で手伝いに来てくれるということで始まったんだと思いますが、これは一時的なものなのかどうか、それともこのまま議会の職員は2人体制でやっていくのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

ちょうど、今年は人員が非常に厳しい年になっておりまして、昨年、全部で15人退職したのに対して、6人しか今年採用しておりませんので、逆に来年は退職者がゼロで今年と同じで6人採用すると6人増員になるわけですけども、どうしても退職者が多い年と少ない年が、変動がありまして、こういう退職者が多い今年につきましては、なかなか厳しい人事のやりくりをしております。そういった中で、課長の兼務のポストが発生しておりますが、そういった全体の人員配置の状況もご理解をいただければというふうに思っております。

また、女性課長の件ですけども、これについては適切な方がいれば配置したいですし、ただ課長になれたかどうかで給与も退職金も相当な金額が変わってきますし、女性というだけで優遇したり、男性というだけで上に上がれなかったりすると、それもそれでやはり逆の意味で平等でなくなってしまうので、男性だと50の後半になってやっと認められてということなのに、女性が40代とか50代の前半で次々と管理職になって、そのポストを占めてしまうと、それが公平なのかどうかというのはなかなか難しいところがあるわけですし、申し上げたかったのは、男性、女性という区別なく、しっかりと実績とか実力を蓄えたところで管理職になるということですから、男性であっても女性であっても若くして実力があれば課長になるかもしれませんし、実力がなければ年をとっても課長になれ

ないかもしれないですし、そうとしか申し上げようがないというところでございます。

ちなみに、城里町におきましては、女性の管理職の比率が20%を超えていまして、課長補佐以上ですね、の人数でいきますと20%を超えていまして、これは茨城県の町村ではトップレベルで、一番高い女性管職の比率になっておりますので、最も女性の活用について進んでいるのが城里町役場であるということを、ぜひこの場でアピールさせていただき、ご理解いただきまして、議会の皆様方も他市町村に行ったときに、城里町では20%以上が女性の管理職なんだと、おたくのまちは何%ですかというふうにぜひ聞いてみていただきたいというふうに思います。

議会の職員について、今、大変正職員が少ない中、厳しいやりくりをしていると思いますが、人員のやりくりがついたら増員したいなというふうに思っておりますが、現状、現時点では2名で我慢していただいておりますことは申しわけないと思っておりますが、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○町長（上遠野 修君） 山桜については、細かい制度の話になりますので、総務課長より答弁させます。

○議長（小林祥宏君） 総務課長大貫忠男君。

〔総務課長大貫忠男君登壇〕

○総務課長（大貫忠男君） 質問にお答えします。

山桜の場合には、開発公社ではないので役場から直接出向はできません。そのため一度退職というような形をとっております。それで再度役場に戻るときに復職というようなことで任命のほうはやっております。

以上です。

○8番（阿久津則男君） やり方が間違っていないかどうか、それだけ。そのやり方が間違っていないということか、そういう手法が。

○総務課長（大貫忠男君） 開発公社の場合には出向できるんですが、できないので、そういう手法でやるしかないということで、やっておりますので、間違っていないと思います。

○8番（阿久津則男君） 一旦退職して……

○総務課長（大貫忠男君） はい。

○8番（阿久津則男君） また2カ月で戻ってきて、また役場職員になると。

○総務課長（大貫忠男君） はい。

○8番（阿久津則男君） 職員待遇……

○総務課長（大貫忠男君） はい。

じゃ、以上です。

○議長（小林祥宏君） 8番阿久津則男君。

〔8番阿久津則男君登壇〕

○8番（阿久津則男君） ありがとうございます。

最後の町長の答弁は何か逃げているように思えましたね。町長らしくないと。男女共同参画もありますし、町長も本当に女性に力入れているんですから、何とかそういうふうになっていってください。

上遠野町長には、正真正銘、適材適所で人事のほうもよろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（小林祥宏君） 以上で8番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、12番杉山 清君の発言を一問一答方式により許可いたします。

12番杉山 清君。

ただいま14番鯉渕秀雄君が早退いたしました。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 12番杉山 清であります。

6項目、7点について質問をさせていただきます。町長並びに関係課長には明解なる答弁を求めます。

初めに、今までちょっと、昨年あたりから不審に思っていたんですが、議員は調べる、そして質問するという形なんです、うちの要するに申し合わせ事項の中に、資料の持ち込みは許可が要するという形がありました。議員必携の中で調べたら、そういった項目は一切ないんですが、一応これ書類は持ってきました。そういう形の中で議長に許可を求めます。ただ、やっぱりこれは不自然だと私は思います。

○議長（小林祥宏君） はい。許可いたします。

これは、今後のあれで申し合わせ事項に載っておりますから、よろしく願いいたします。

○12番（杉山 清君） 申し合わせ事項はほかにもあるんですが、やはり守っていただきたいと私は思います。

それでは、始めます。

初めに、4月14日21時26分以降に熊本県と大分県で相次いで発生した地震で被災された皆様、お亡くなりになられました皆様にお見舞いとお悔やみを心から申し上げます。

また、1カ月後、7月10日は参議院議員の通常選挙であります。18歳選挙権の導入となります。国も司法も若い力が必要であります。若者の1票は確実に国づくりへと届けていただきたいと思うものであります。

それでは、質問に入ってまいります。

できるだけ夢と希望の持てる質問にさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

まず初めに、地方創生加速化交付金事業についてお伺いをいたします。

自治体連携と町の対応についてであります。国は一億総活躍社会の実現に向け、平成27年11月26日総活躍国民会議で決定し、緊急対応として地方版総合戦略に位置づけ、先駆的な取り組み、すなわち自治体の支援をするということになりました。城里町は3つの事業に名乗りを上げています。町村自治体では3事業は多いと思います。大変頑張った内容で出されています。

1つ目、茨城県と16自治体による第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業3億9,720万円。

2つ目、城里町と常陸大宮市広域連携による事業、御前山那珂川を活用した広域連携による観光強化、DMOと書いてありますが、これは稼ぐ力なんですよ、要するに。私も横文字であれですが、その設立事業、これが2,405万。

3つ目が、城里単独による介護福祉事業所等と連携した都心からの定住強化プラン1,100万。

以上、3つのプランが出ております。

今回、2つ目の自治体連携、大宮との連携、これをちょっと質問の中に入れていきたいと思えます。御前山と那珂川を活用した観光強化という形で出ております。私もあそこは何回となく歩いて、また中に入って調べた経緯が今まであります。そういった中で、できるだけ提案をさせていただきたいと思えます。

まず、1つ目ですが、この町に話題、またこの町から話題という発信をできるのではないかと、私の考えであります。心のベンチ、要するに朝日を見たり、夕日を見たり、田園風景を見たり、せせらぎを見たり、山を見たり、そういう何かキャッチフレーズを入れた中でのそういったベンチづくり。

それと、やはり城里町というと那珂川であります。もともとの文化の流れは川から来ているわけありますから、那珂川からね。そういった中で、昔からサケが有名であります。このサケを活用して、秋のサケの遡上の見学大会、こういったものもおもしろいと思うわけあります。

それから、前々から指定されている関東ふれあいの道、これの再整備。

4点目、御前山と白山を結ぶ自然体験ロード、これは那珂川も含めた中で考えていただければと思います。

それと、なかなか若い年代にはわからないと思うんですが、御前山の西口登山道手前側に「藤倉の滝」というのがあります。そしてさらにその手前にケヤキ林があります。管轄は営林署で管轄しています。昔は下刈りもしてきれいだったんですが、今はロープが張られて中に立ち入ることもできません。その昔、あそこには林業学校があったんですよ。やっぱりそういう歴史がある場所でありますので、ぜひ整備を、この加速化の中でやっていただきたいと思う次第であります。近くには「むじなの滝」もあります。

そういったものを含めた中で、今後事業の展開、方向性と具体性がどのように向けていくのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

12番杉山 清議員のご質問に回答させていただきます。

本町と常陸大宮市の境に位置する御前山、那珂川の自然を生かし、両市町が協同でこの地域を観光地として確立し、誘致促進を図るため各種企画の取り組みを行います。御前山、那珂川観光DMOとして2,000万を超える補助を国からいただいたわけですが、DMOというのは私の理解では「Destination Management Organization」。目的地を手配する組織、多分わかりやすく言ったら観光案内所じゃないかと私は思っているんですけども、最もわかりやすい日本語を当てはめると、観光案内事業の立ち上げ費用というのがDMOの意味なんじゃないかなというふうには、もともとの意味なのかなとは思っているんですが、そういったところを離れて、実際のところは、各市、観光振興事業の予算として各地で使われようとして、補助としてもそのような形で行われているわけですが、城里町と常陸大宮市で行う事業としては、両市町の開発公社や観光協会など関係団体との連携をしまして、さらに城里町と江戸川区、常陸大宮市と豊島区、秋田県大館市など、交流先も活用し、民間事業者の企画力なども生かしていきながら継続的な誘客体制を整える、そういった機会にしていきたいというふうに思っております。

具体的な事業としましては、現在、御前山でのトレイルランの大会を行おうと考えております。先日、太子町でトレイルランの大会がありましたが、1,000人を超える参加者がございました。石岡市ではトレイルランの大会を年3回やっていますが、1,000人集まる大会が3回行われていまして、それも申し込み受付開始すると、1日か2日で1,000人の参加者が、あっという間に集まってしまうというような盛況ぶりだというふうに聞いております。太子町、あるいは石岡市と比べて城里町の立地条件、あるいは山並みというのは決して劣るものではないと思いますので、きちんとした大会運営ができれば、同等、あるいはそれ以上の集客ができるのではないかとということで、国の補助事業も活用し、今年やってみるということで、うまく参加者が集まって持続可能という魅力的な大会にできればしていきたいというふうに考えております。単に大会をやるだけではなくて、地域内施設の利用とか地元産品の消費にもつながるよう工夫をしていきたいと思います。賞品に関して地元の産品を、大会の賞品として地元の産品を配るとか、そういった形で地元の消費の拡大にもつながっていききたいなというふうに思っております。

さて、いろんなご提案をいただきました。那珂川のサケを活用した観光をやってはどうかということですが、大変魅力的なご提案ですので、ぜひ那珂川のサケの遡上の見学を観光の目玉にするような、そういった観光ツアーをつくってきたいというふうに思ってお

ります。

また、関東ふれあいの道や、白山までの道、「藤倉の滝」の周辺など、さまざまな登山道、ハイキングコースがございますが、そういったところは、トレイルランの大会の実施をきっかけにして整備を進めていきたいというふうに考えております。

また、心のベンチということで、きれいな景色の見えるところにベンチを置くというのも非常に魅力的なお話ですので、ぜひどういったところにベンチを設置したらいいのか、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ありがとうございます。

2回目の質問がしないぐらい、内容的には答弁をいただきました。

やはり、自治体がやる事業というものを一般の方にPRする場合に、感動とか話題性というのが大事だと思います。そういったことを踏まえた中でお願いできればと思います。

それともう一点ですが、今年度から地域おこし協力隊がうちの町に5名配属されています。この人たちの活用、そういったものをできれば新しい、またほかの自治体と連携ですので、入っていただけるような方向ができないのか、お伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

地域おこし協力隊につきましては、今年から城里町でも受け入れといたしますか、活用を開始いたしました。さまざまなイベントや観光行事などに積極的に活用を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ちょっと、1つだけ抜けてしまいました。

ケヤキ林、これケヤキの林であれほど大きい場所というのは、御前山の裏側が一番この辺では大きいと思うんですよ。営林署とタイアップというか、営林署の協力をいただきながら、下刈りとかそういうことをぜひしていただきたいなと思いますので、つけ加えておきます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

ふるさと納税返礼品についてお伺いをいたします。

平成20年度の税制改正によって、ふるさと納税の導入が開始されました。私も次の年に質問をさせていただきました。当時は100万前後の納税額しかないような状況でありまし

た。また平成27年度から改正があり、条件を満たす場合には確定申告が不要となっております。その制度がふるさと納税ワンストップ特例制度であります。さらに寄附金の上限が2倍に拡大され、今後は各自治体が、一層に本気度が試されるときとなると思います。

そこで、お伺いします。

先ほど阿久津議員ほうからも返礼の質問が出ておりますが、全部で39品目、私はちょっと阿久津議員とはニュアンスが違うんですが、返礼品で、要するに全国のランキング上位を占めているのは割と九州が多いんですよ。宮崎の牛肉とか、都城とか、あと鹿児島豚とか、さらに長野もありましたね、上位を占めている。やはり売れるものは売っていただいて結構だと私は思うんです。そのかわり、例えば米だけじゃなくて、例えばコラボを図ってセットにして、要するに、例えば米20キロという形だけじゃなくて10キロにして、あとプラス何かを入れるとか、そういうことも考えていただきたいなと思います。

そのほかに、桂には果樹組合があります。例えばそれを、要するに果樹として送るのもいい、また要するに果樹狩り券みたいな形でもいいし、またトマトをやっているところもあります。イチゴをやっているところもあります。広げれば、探せば幾らでもあると思うんです。ただ、生産者に聞いてみると、やはり前の年に話をいただかないと、なかなか難しい点がありますという話もお伺いしました。

さらには、私は話題になると思うんですが、城里出身、この町から要するに東京や千葉や埼玉、神奈川に、そのほかにも出ていると思いますけれども、その人たちは、やはり親のお墓参りに行きたいとか、そういうこともあると思うんです。例えばお墓の掃除券とか、どこかと、やっぱりそういうのを募集して、そうすると業種が増えるわけですから、また要するに花、献花券とか、そういう話題性になることをもう少し、暗いんじゃなくて明るくするようなアイデアという形の中で検討いただければと思います。町長にその辺を答弁をお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答をさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、先ほど阿久津議員からのご質問いただきましたが、現在お米、それからゴルフ、ニンニク、それからキングポーク、豚肉関係といったところに注文が集中している現状でございまして、それ以外の商品にも広く寄附が来るようにしなければならないというふうに痛感しているところでございます。ご指摘のとおり、お米だけじゃなくてお米セットとして、お米と一緒に味噌をつけるとか、お米と一緒にキノコをつけるとか、そういった形で、そういったものもつくとお米以外のものにも売り上げが行き渡るようになるのかなというふうに思いますので、積極的に検討していきたいというふうに思います。

また、物を送るだけではなくて城里町に来ていただくような利用券、現在利用券としてはゴルフ券しかないんですが、それ以外にもフルーツ狩りとか、ほかにもいろんな観光スポットはあると思いますので、観光スポットで使えるような券というのもぜひ考えてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） コラボは、考えればいろいろあると思うんです。やはり、まずは送って、食べてもらって、そして城里のほうに目を向けてもらって、足を運んでもらうと。ですから、例えばその中に道の駅の山桜の食事券なんか入れてもいいと、私は思います。

それと、返礼品の中には町紹介のものはどういうものを入れているのか、ちょっとその辺もお伺いします。

それと、最近災害関係でふるさと納税が話題になりましたよね。それで、クレジットカード扱いはどのように考えているのか、その辺もちょっとお伺いをいたします。

以上2点。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

まず、ふるさと納税についてどのようなものを入れているのかということですが、一番多いのは城里町のブランド品として募集をします。そのブランド品の募集のときに応募していただいてブランド品として認定されたものについて、物によって通信販売に向くものと向かないものがございします。例えばトマトなどは通信販売に向きませんので、ブランドで認定されているんだけど、返礼品に入っていないというケースもあるかと思ひます。ということで、ブランド品の審査会で認定をされて、かつ通信販売に向いているものが主なものとなっております。それ以外にもブランド品に認定されていないものでも、例えばホロルのポロシャツとか、ホロルの湯の入湯券とか、あるいは……

○12番（杉山 清君） 町長、いいですか。

○町長（上遠野 修君） はい。

○12番（杉山 清君） 中に入れるというのは、町紹介のものを何を入れているのか。例えば広報紙とか、そういうもの。

○町長（上遠野 修君） わかりました。

今言ったようなものをふるさと納税の商品にしているわけですが、商品の発送の際には、お礼状とともに城里町の観光ガイドブック、チラシを同封しまして発送をしております。

それから、クレジットカード決済もできますので、城里町のふるさと納税につきまして

は、半分以上がクレジットカード決済によって行われております。

それから、つけ加えますと、先ほどの阿久津議員の質問にも関連しますが、ふるさと納税は、城里町の人が城里町にふるさと納税することもできます。ですので、ふるさと納税したいなというふうにした町民の方がいらしたら、じゃ、ぜひ城里町にふるさと納税してくれというふうにお勧めしていただきたいというふうに思います。北海道とか沖縄にふるさと納税するぐらいだったら、城里町にふるさと納税をしていただきたいと思います。そうすると、ホロルの湯の招待券とか、ホロルのポロシャツとか、既に持っているかもしれませんが、そのほかにもキングボークや城里町のお酒「酔鶴」など、いろいろ使えるものがあると思いますので、実際、城里町の町民の方が、去年100万円ぐらい町外にふるさと納税が行われているんですけれども、国の制度がある以上、ふるさと納税するなどは言えませんので、どうせふるさと納税するなら城里町にしてくださいということもアピールしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ありがとうございます。

それでは、3点目。国体と五輪への町の対応、誘致策についてお伺いをいたします。

平成31年に、74回いきいき茨城ゆめ国体が開催されます。茨城での国体は45年ぶりであります。前回とは違い、多くの自治体が競技開催に参加し、夢の祭典となることをお祈りしたいと思うものであります。

城里町においては、毎年インターハイ、国体で優秀な成績をおさめている桜ノ牧高校常北校が正式競技の人気種目ボクシングの会場に決定しました。現在、常北校体育館は内部リングも解体され、リングは講堂に移され、順次体育館建設に向かうということでありました。

昨年、協議会も開催され、大枠の計画は示されたと思いますが、町としてハード、ソフト面を含め協力体制をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

ちょっと待ってください。もう一つありました。すみません。

五輪、オリンピックの誘致策であります。先日、隣の常陸大宮市がパラオ共和国の選手団受け入れに名乗りを上げました。調べてみると、パラオについては宮城県蔵王町も名乗りを上げ、今後地方自治体間でスポーツ振興と知名度アップの観点から、各国の選手団受け入れに積極的になると思われます。オリンピックは子供から大人まで夢と希望の、みんなが元気になる4年に一度の祭典であります。町民の皆さんにもテレビ観戦するだけでなく、選手団との交流ができるメリットもあります。受け入れは協働の精神だと思います。そこで、町長はオリンピック選手団受け入れ、ホストタウンをどのようにお考えか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

まず、国体の状況でございますが、城里町はボクシングとユニカールを誘致したということでございまして、特にボクシングは競技の中でも屈指の大規模競技でございます。ボクシングの期間中につきましては、城里町のふれあいの里にも百数十人泊まりますし、それ以外の町内の宿泊施設、全て連携しまして選手団を受け入れるということで、今、体制をつくっております。また国体をきっかけにして、城里町の知名度アップや観光客の増加につながるような、そういった工夫も今後検討していきたいというふうに考えております。

また、次に五輪のキャンプ地の件でございますが、オリンピックのキャンプ地の誘致について、今のところまだこれといった動きを城里町としてはしていないわけでございますが、どこか有力に来てくれるという国があるのであれば、その態勢を整えて受け入れることも、受け入れてもいいかなというふうには思っておりますが、まだ今のところ来てくれそうだという感触がある国というのは、まだ今のところは見つかっていないのかなというふうには思っております。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 今、宿泊施設の話がありました。うちの町は確かに宿泊施設が少ないんですよね。そういった形の中で、例えば応援や見学、ギャラリーとしてくる方の宿泊、そういったことに対してはどのように考えているのか。またこれは、今度の国体については各自治体がみんな協力し合っているわけです。45年前のときには参加、参加といっても、各自治体が競技を誘致したというところは村とか町は少ないんです。そういう中で、宿泊ですね、やっぱり。この辺をどういうふうに考えているのか。例えば加速化交付金の中でも民泊関係の事業がついていますが、そういったものも、例えば前もってテスト的な形で運用して民泊につなげていただければ、私はいいのかなと思っているんですが、その辺もちょっとお聞きします。

それと、オリンピック選手団の誘致という形なんですけど、これ国が全部来るわけじゃありませんから、各競技ごとですから、競技によっては、要するに5人、10人のところもあるし、また50人、もしくは100人、200人というところもあると思います。ただ誘致に対しては、国は特別交付税の措置を設けております。そういったことも、やはり活用していただければと思う次第であります。

茨城県では、誘致に名乗りを上げているのは今のところ坂東市のリトアニア、それと常陸大宮のパラオであります。また、いろいろほかの自治体に聞いてみると、動きは幾らかずつ出てきたという話を聞いております。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

まず、国体の宿泊の件でございますけれども、選手に関しては城里町内の全ての宿泊施設、さらにそれでも足りない分は常陸大宮の幾つかの宿泊所も借りまして、確実な手配をしたいというふうに思っております。一方、その応援に来る人に関しては、全くまだ、選手だけで全ての宿泊施設が埋まってしまっている状態ですので、おっしゃるとおり、応援に来た人の宿泊先は1部屋も今ない状態でございます。やはり選手の近くに泊まりたいというニーズはあるでしょうから、そういった民泊についても協力してくれる町民の方はいらっしゃるのか、まずは民泊について検討してみたいなというふうに思います。

それから、オリンピックのキャンプ地についてですが、特別交付税措置もあり、また国全部じゃなくて、その国の一部の競技だけでもということであれば、城里町のような小さい町でも受け入れられるところがあるかもしれませんので、よく研究してみたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 宿泊施設なんですけど、日本の方が民泊というのと、物すごく構えちゃうんですよ。一つは、外国に行くと、行ったことがあって、要するにゲストハウスに泊まったことある人はいますか。これ、例えば8畳ですと大体6人から8人ぐらい泊まっちゃう。ただ、要するにベットを2段にして置いておくだけなんです。そういうベットがあればですけども。余り深く考えないでやれる方法はあると思うんですよ。

あと、オリンピックについては前向きなお答えありがとうございます。

それでは、4点目に入らせていただきます。

常磐道水戸北スマートインターチェンジについて、名称の変更要望についてを質問させていただきます。水戸北スマートインターチェンジは平成18年9月25日に供用を開始しました。1日の計画利用台数は1,000台で計画を見込んだわけであります。翌年19年9月25日までの1年間、1日の平均利用台数は1,530台であります。1.5倍ですから結構上がってきました。そういった中で、開始10年後、今年の4月25日のデータですと、1年間の1日の平均利用台数は3,568台であります。平成18年9月、そして23年3月議会で企業誘致、若者定住、少子化対策、振興交流、経済発展でインターチェンジの質問をさせていただきましたが、水戸北スマートインターチェンジは平成31年茨城国体前にフルインターチェンジ化が決定しております。

そこで、町長にお願いがあるんです。早急に東日本道路、そしてこのインターチェンジ

の命名は水戸市との協議が必要になってきます。インターチェンジに城里の明記、そして高速道路の道路標識の設置にも、例えば今の水戸北と一緒に並べた水戸北城里という標識を設置していただけるようなお話し合いというものを、前向きにお願いをしていただきたいと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

常磐道水戸北スマートインターチェンジのフルインター化を契機にして、何か城里町の名称を入れられないかということでございますけれども、高速道路本線内の案内設置板については費用がかかりますが、水戸北城里という形で設置できる可能性があるというふうに聞いておりますので、関係機関と協議して水戸北城里というような案内板が設置できるよう協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ありがとうございます。

水戸北スマートインターチェンジから123号線を北上して、町の境までは3.5キロであります。ほかにも、例えば水戸インターが今は道標が水戸内原となっています。さらに南に行くと石岡美野里とか。スマートインターは今4カ所ありますけれども、道標はつけやすいと思います。私も公団のほうに確認をしまして、そういう話をいただいております。昔の歌で吉幾三が、おら東京へ行くだという歌がありますよね。おらの村にはテレビもねえ、ラジオもねえと。この間、町村会の研修で、私その歌の話をしたんですが、うちの町には港もねえ、飛行場もねえ、鉄道もねえ、高速道路もねえと、この間できたのはバイパス1車線のみだって。やはり体は、要するに血管です。動脈。自治体はやはりインフラです。そういった中で高速道路1日にもう何万車と走っている、そういうところに城里の、せめて看板だけでも早くつけていただければなと、私は思う次第であります。よろしくお祈りします。

それでは5点目、子ども支援事業ファミリー・サポート開設についてお伺いをいたします。

この事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者、また主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡と調整を行うものであります。平成17年度から制度等は変わっていますが、今に至っているわけでありまして。今お話ししたように相互援助です。やはりお互いが、例えば先日も山口課長と話しましたように、受け入れてくれなければなかなか成り立たない形であります。ただ茨城県内に40自治体中ファミリー・サポート制度

がスタートしていない自治体は5自治体であります。子供は国の宝と申します。時代に対応した子育てと親が安心して働ける、城里町ならではのサポート制度の開設をお考えいただけないのでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

ファミリー・サポート開設についてご質問をいただきました。子ども・子育て支援事業につきましましては、平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度によりまして、城里町でも各種事業を展開しているところであります。

ご質問のファミリー・サポート事業につきましましては、社会福祉協議会に委託できないか、今検討をしているところでございます。社会福祉協議会では、平成28年1月に城里町内の子育て中の600世帯を対象に、子育て支援に関するニーズ調査を実施しております。私の家にもアンケート調査来しました。

調査結果につきましましては、利用を希望する世帯が16世帯、サポーターとして協力される世帯が3人でございました。このような状況から、まだまだファミリー・サポート事業について、城里町内で広く理解が進んでいるとまでは言えないかもしれませんが、ただし他市町村では既に立ち上がっているところもありますし、実際にファミリー・サポート事業が始まってみれば、最初は利用者が少なくても徐々にこういう事業があるのかということで、利用者は後から増えてくるものと考えておりますので、来年度4月に開設することを目標にして今後努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 来年開設したいということであります。大変ありがたい。早く開設をしていただきたいなと思います。私は、この事業は共存共栄なんですよ。自治体が全て金出すわけじゃありませんので、やはりそういうところを踏まえた中で、早急に対応していただきたいなと思います。

それと、学区内、例えば介護施設がそういう学区内にあれば、これからは介護施設等ともタイアップして、例えば坏小学校が、今度介護施設ができるとなれば、あそこはもともと学校です。そういうところにグループでの、要するにファミリー・サポート、そういったことも、これは効率が物すごくいいと思います。ぜひ考えていただきたいなと思います。

ちなみに、ファミリー・サポートができていない町村は、この近辺に3自治体あります。茨城町と大洗、城里。それとかすみがうら市と河内です。そういう形になっています。早急によりしくお願いを申し上げます。今の町の対応では、午後6時までしか預かれないという形ですので、どうぞよりしくお願い申し上げます。

6 点目、防災対策について、特に水害対策であります。私はもう17年目に入りましたが、16年ちょっと前に初めての議会で質問したのは、水害対策や地元那珂川を活用した整備事業を出した覚えがあります。恐らく、もう関連まで入れれば20回以上はやっていると思います。震災前、3.11の前に防災議員とあだ名を言われたぐらいですから、震災前、防災関係は私しか質問している議員はいなかったと思います。

そこで、今回伺います。昨年9月10日、台風18号では常総市周辺自治体で大きな被害が出ました。鬼怒川の安全確認、例えばこれ国交省でやっておりますが、検査の上では大丈夫と言われた堤防が決壊するような大惨事になったわけであります。私が言いたいのは、これ何回となくもうずっと言っているんです、大体の首長さんに。それで指摘をしております。一昨年についても那珂川の堤防が一部崩れました。国交省で直しましたが。それが大きくなったら大変なことになるんです。ですから、指摘や注意点は真摯に受けとめていただきたいということなんです。やはり時間をかけて、そして私は降水量が2時間で50ミリ以上降れば夜中でも明け方でも出て、特に坏地区は回っております。きょうは私が呼んだわけではありませんが、坏地区から知り合いの方が傍聴に来ております。決して私が連絡したわけではありません。

そういった中で、調査、やっぱり確認をしていただいて、最低限の対処、対応をすることが大事であると思います。今までに各関係課長がやっていないというわけではありません。一生懸命やっていると思います。ただやっぱり対処が必要ですので、その辺をお願いしたいと思います。

また、町には小河川が数多くあります。ほとんどの河川が50年以上残土の払いをやっておりません。これをやらないと河床が上がってしまい、やはりオーバーフロー、要するに溢水の形となるわけであります。実は昨年の18号台風のときも桂川は溢水をしたんですが、なかなか忙しいという形の中で数字を見落としたという形だと思いますが、県のほうのデータには上がっておりませんでした。そういうことも踏まえた中で、ぜひともお願いをいたします。

そして、昨年のその18号台風、このときに桂川と江川の樋門、これ見た方は恐らくこの中に何人もいますよね。どういう状況か。実は9月10日未明、私、夜中の1時25分に家を出て河川を見ました。御前山から西田川まで行って、そして約1時間かけて仲田総務課長のところに行って、ベルを鳴らしても起きられないから手でたたいて、たたき起こしたというんですか、こういうのはね。起こしました。そして早急な対応をしていただいて、樋門にも3時までには職員の方がついていただきました。私も3時前に役所のほうに上がってきたら、もう都市建設課、総務課は職員がついて一生懸命やっておりました。

それはいいんですが、やはり私がここで言いたいのは、NHKで前日のニュースで何回となく、もう字幕に出ているんですよ、テレビに。それなのに対応をしていないのか。これ私は、やっぱり職員だけじゃないと思うんですよ。やっぱり報酬をもらっている議員も

同じだと思う。思いがあるんだったらば、そのぐらいのことは私はやってきていただきたいなと思うんです。そういった中で、例えば今後、対応はどのようにしていくのか、町長、お聞きいたします。

それと、根古屋橋かけかえの件、これ、坏地区には私の先輩にいろいろ議員さんがいます。そういった中で、先日亡くなった森田元議員からも言われました。水害対策はもうおまえに任せるほかないんだという話で、その後、本当に三、四カ月でお亡くなりになりましたが、やはり坏地区というのは水害に昔から悩まされている地域です。今日は、そういった中で上坏の方が来ておりますが、あの123号線というのは堤防がわりなんですよ。あの123号線の西側に住居がある方は、特に水の心配は、これから梅雨に入って秋まで心配なんです。ですから、私は百篇返しのようにここに立って皆さんに訴えているわけです。町長にですけれども。

そういった形の中で、先ほど町長のほうに簡単に図面を描いてお渡ししましたが、橋の下を流れるハイスイ平面積、これは8平米しかないんです。ところがその前に、後からつけた歩道のコンクリート柱が片側2本、片側2本、4本、要するに設置されている。それに塞がれて実際のところは6平米ぐらいしかないんです。さらにややこしくなっているのは、私も調べて、とにかくややこしいなと思ったんですが、あの橋の下には三面する水路、1メートル50です。これはずっと1メートル50で上まで行っています。田んぼの両端。この三面水路が土地改良区の水路だということなんです。ですから、土木事務所と県と、要するに土地改良区がうまく話し合いをしないと、なかなかまずいということなんです。

ただ、やっぱりどこが管理しているに当たっても、水害が起これば私はもう17年目、こういうふうにして水害が起こったら大変ですと言っているわけです。ですから、これはやっていないければ、私はこれは人災と見ます。そして先ほども都市建設課長にお渡ししましたが、6月1日に茨城新聞で、水位、これの要するに、これからの見込みだな、降水量が要するに多くなると。これ多くなるというのは大体1.5倍強という形で出てきました。テレビ等でも発表になりました。実際の想定は、今までは48時間、2日間ですよ。2日間で300ミリ。ところが、今年2月に私はこの水害関係があるから、総務民生の委員の皆さんに何とかお願いして、那須塩原市に研修に行きました。これは那珂川の上流です。あそこは黒磯が降水量をはかっているんです。黒磯で昨年の9月8日から10日までの降水量は500ミリ以上であります。ところがそこに括弧して書いてあるんです。ほかの地域では800ミリのところもあると。ですから、この想定は300から450になっていますが本当に記録したところだけなんですよ。

そういう形の中で、これは那珂川と久慈川、うちの町では藤井川も入っています。ただ、例えば桂川でも同じ状況です。ですから、ぜひともまず、樋門の対策、そして根古屋橋のかけかえ、これは本来ならば県が、国道に指定している間にかけかえていただきたいと、私は思います。その後になれば町道認可となって町の持ち出しとなります。もちろん合併

特例とかそういう形の中で、その場合にはやると思いますが、何とか一日も早く計画に移していただければと思う次第であります。

明日にでも雨が降る可能性もあります。台風61号の翌年には、万が一降ったらどうするんだって言ったらば、その当時の課長が、50年に一遍だから杉山さん大丈夫だよ。そうしたら1週間後に台風が来ました。物すごいですよ、そのときも。そういう状況がありますので、どうかいい答弁のほど、よろしく願いを申し上げます。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答をさせていただきます。

まず、昨年の9月の台風の際、真夜中のうちから地域の河川の状況を点検され、また当時の総務課長にも声をかけていただきまして、おかげさまで城里町では早朝から水害対策の体制をしきまして、例えば江川の水門付近に移動のポンプ車を国交省に要請して、来ていただきましたが、その要請はどの自治体よりも早くて、国交省の職員すらまだ来ていないうちから出動要請したものですから、まだ誰も来ていないんだけど、とにかく出勤し次第城里町に移動ポンプ車を行かせますというようなことで、実際に江川の樋門のところにポンプ車が来まして、大きな活躍をしていただいたところでございます。

今年の水害に備えて、去年よりもさらに十分な体制をとっていきたいというふうに思います。そのために、お盆前には城里町役場全体で台風を想定した訓練、マニュアルの整備、いつ何をやるのかということをもう一回点検した、もう一回文書にきちんと整理しまして、それに沿って、台風が来た場合どう動くかというのを、模擬訓練をお盆の前にやりたいというふうに思っております。そうすることで、台風の何日前にはこういう動きをする、前日の夜にはこういう動きをする、当日の朝はこういうふうに動くというのを、台風シーズン到来のちょっと前にやりたいというふうに思っております。そうすることで、台風が来たら慌てずに、待っていましたとばかりに迅速な対応をしたいというふうに思っております。

根古屋橋の改修については、繰り返しご意見をいただいております、その必要性については私も認識しているところでございます。123号線バイパスの完成に伴い、旧道が町に移管される前に茨城県において改修されるよう、引き続き強く県に要望してまいりてでございます。

また、水害対策として桂川、江川の樋門付近に排水ポンプを設置することが非常に有効だというふうに確認できておりますので、去る5月21日に石井国土交通大臣に排水ポンプ設置の要望をしたところで、今後もあらゆるルートを使ってポンプの設置を訴えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 要望書、ありがとうございます。

樋門のポンプについては、平成19年9月の議会でも私は上げております。

国交省が5月末の発表で、6月1日に新聞報道になったわけでありますが、この数字というのは、先ほども桧山課長にお渡ししましたが、この数字は決して多く見た数字では、私はないと思うんです。なぜなら、昨年9月10日未明に降った降水量、城里町は72ミリ弱です。2時間ですよ、2時間。これが2時間で100ミリ以上降ったらば、もうアウトです。だから、そういう形の中で、やはり前の日に台風が来ていても、手酌で酒飲んで寝ちゃえばいいという感じでやっているんじゃないくて、私が言いたいのはやっぱり現場主義ですよ。現場に行かなきゃどうにもならない。よく私、火事の現場で南條君が一生懸命来てどうだったこうだったという話をしますよね。だけど、やっぱり現場ですよ、現場がわからなきゃだめです。現場を歩くということです。だから、先日も根古屋橋調べにもう一度行きました。そしたら、その上流をつくっている田んぼの方に言われました。税金は同じに納めているんだけど、台風が来ると3日も4日も川流れを片づけなきゃならないと、そういう話なんです。帰るときに涙が出る思いですよ。だから、その辺をわかっていただきたい。ただ、職員の方も私は一生懸命やっていると思う。だから前の仲田課長も桧山課長も大貫課長も、私が聞きに行っても本当に懇切丁寧に説明していただいて、本当に私もそれはありがたいと思います。できるだけ連携をとっていただいて、そしていい形になれるようお願いを申し上げまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林祥宏君） 以上で12番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

なお、議員各位においては議員控室にお集まりください。

午後 2時48分休憩

午後 3時04分開議

○議長（小林祥宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小林祥宏君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日9日から13日までは議案調査、議案整理のため休会とし、14日は午後2時に

本会議場にておいて再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに控室にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時04分散会